

第3章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物の現状と課題

1. ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量は多少の増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、令和元(2019)年度においては約697千トンとなっています。

県民1人1日当たりのごみ排出量は、令和元(2019)年度において1,002.3g/人・日となっています。

令和元(2019)年度のごみ総排出量を生活系と事業系別で見ると、生活系ごみは、66.0%の約460千トン、事業系ごみは、約34.0%の237千トンとなっています。

平成26(2014)年度以降、生活系ごみは減少傾向にある一方、事業系ごみは横ばい傾向にあります。

表 3-1-1 ごみ総排出量等の推移

項目		年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
人口	総人口	(人)	1,939,935	1,924,823	1,923,894	1,917,395	1,909,590	1,900,821
	計画収集人口	(人)	1,939,856	1,924,745	1,923,783	1,917,285	1,909,498	1,900,755
ごみ総排出量 ¹⁾	計画収集量	(t/年)	564,378	564,915	551,119	541,561	537,408	548,618
	直接搬入量	(t/年)	77,962	75,597	67,746	76,261	75,943	80,390
	集団回収量	(t/年)	59,882	57,856	68,678	76,833	63,267	68,289
	合計	(t/年)	702,222	698,368	687,543	694,655	676,618	697,297
	生活系ごみ	(t/年)	470,651	464,444	461,676	468,288	447,251	460,285
	(うち家庭系ごみ ²⁾)	(t/年)	369,548	365,633	353,385	353,467	347,596	356,277
事業系ごみ	(t/年)	231,571	233,924	225,867	226,367	229,367	237,012	
1人1日当たりのごみ排出量 ³⁾		(g/人・日)	991.7	991.3	979.1	992.8	970.1	1,002.3
	うち生活系	(g/人・日)	664.7	659.3	657.5	669.3	641.2	661.6
	(うち家庭系)	(g/人・日)	521.9	519.0	503.2	505.1	498.7	512.1
	うち事業系	(g/人・日)	327.0	332.0	321.6	323.5	328.9	340.7

備考: 1)「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)」と同様とした。

2)「家庭系ごみ」は、生活系ごみのうち、資源ごみ量(集団回収量含む)を除いた量とした。

3) 1人1日当たりのごみ排出量=(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷総人口÷365又は366

4) 実績は、環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果」によるものを基本としているが、一部市町村の実績値の見直しを行っているため、必ずしも一致していない。

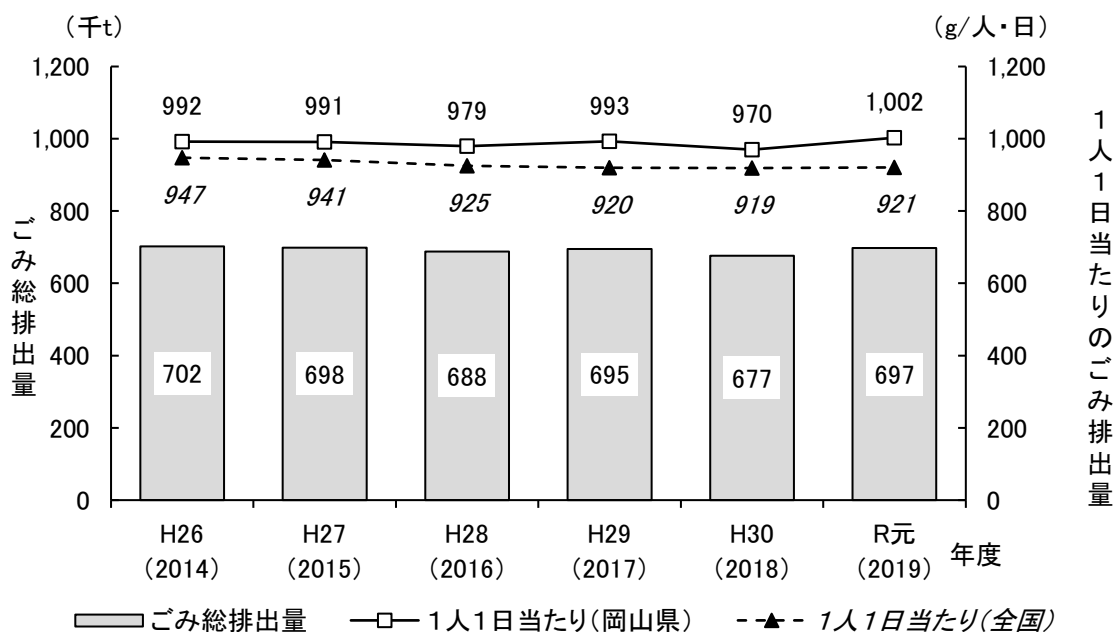


図 3-1-1 ごみ総排出量・1人1日当たりごみ排出量の推移

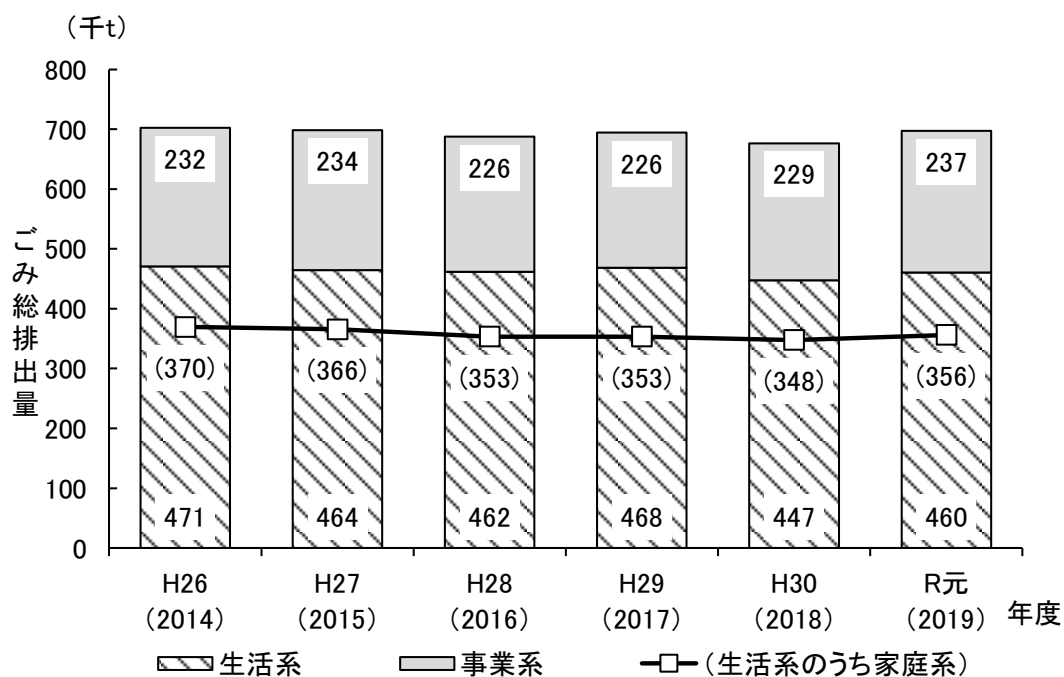


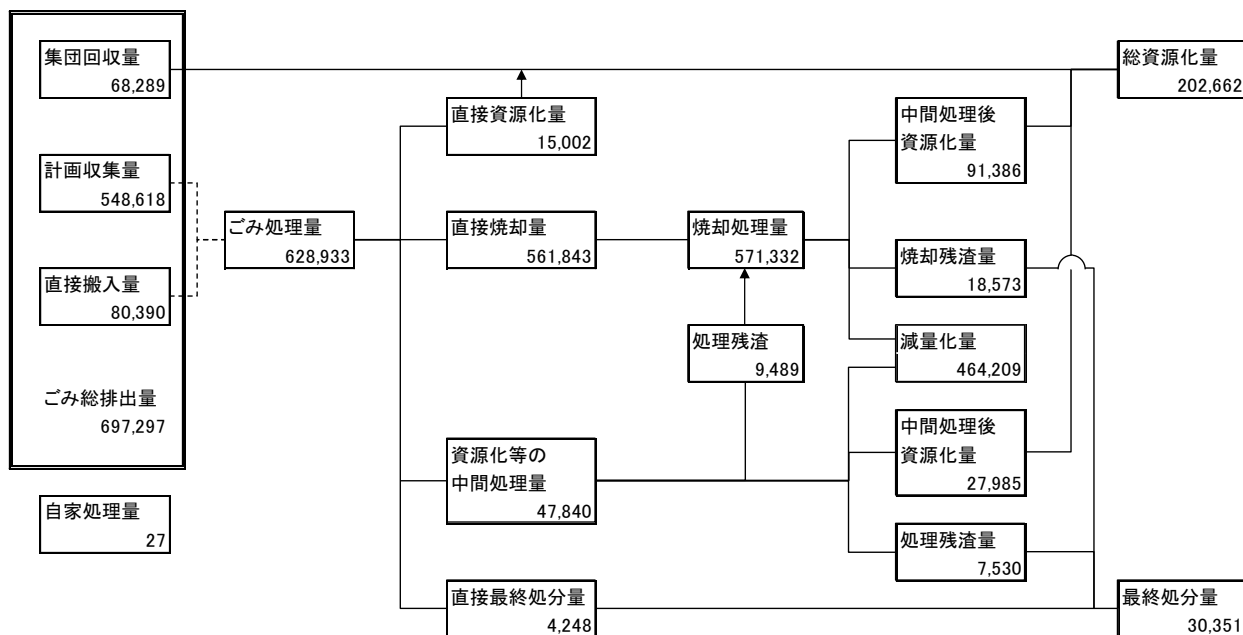
図 3-1-2 生活系・事業系ごみ別排出量の推移

(2) ごみ処理の現状

① ごみ処理の状況

令和元(2019)年度における一般廃棄物(ごみ)の総排出量は約697千トンで、集団回収量を除いたごみ処理量は約629千トンとなっています。そのうち、直接焼却処理された量が約562千トン、破碎・選別等により中間処理された量が約48千トン、直接資源化された量が約15千トン、中間処理されずに直接最終処分された量が約4千トンとなっています。

総資源化量は、直接資源化量、中間処理後資源化量と住民による集団回収量を合計して約203千トンとなっています。最終処分量は、直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合計して約30千トンとなっており、中間処理により減量化された量は約464千トンとなっています。



(単位:t/年)

- 備考: 1)リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量)÷(ごみ処理量+集団回収量)×100
 2)最終処分率=最終処分量÷ごみ処理量×100
 3)「計画収集量+直接搬入量」と「ごみ処理量(直接資源化量、直接焼却量、資源化等の中間処理量、直接最終処分量の和)」は、計算方法の違いやタイムラグ等があるため、一致しない場合がある。

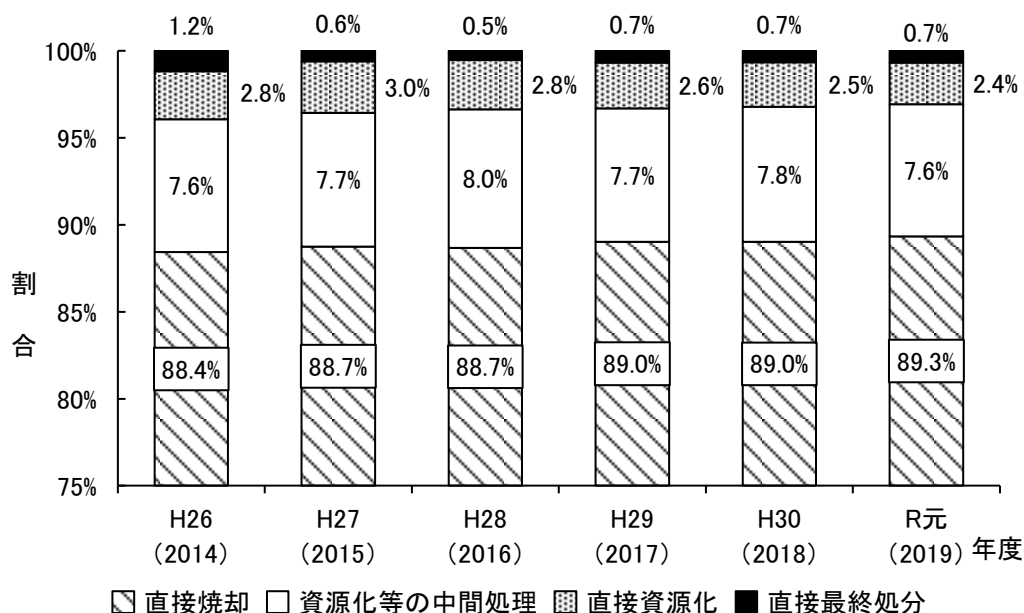
図 3-1-3 一般廃棄物(ごみ)処理のフロー(令和元(2019)年度)

ごみ処理状況の推移をみると、平成30(2018)年度までは減少傾向で推移していましたが、令和元(2019)年度は増加に転じています。直接焼却量、資源化等の中間処理量、直接最終処分量は、概ねこの傾向に沿った変動となっていますが、直接資源化量は平成28(2016)年度以降、減少傾向となっています。

表 3-1-2 ごみ処理状況の推移

(単位:t/年)

項目 \ 年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
直接焼却量	567,763	568,123	553,854	547,767	541,538	561,843
資源化等の中間処理量	49,086	49,216	49,734	47,162	47,236	47,840
直接資源化量	17,663	19,044	17,680	16,219	15,505	15,002
直接最終処分量	7,536	3,833	3,312	4,147	4,037	4,248
合計	642,048	640,216	624,580	615,295	608,316	628,933



備考：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

図 3-1-4 ごみ処理の割合

② リサイクルの状況

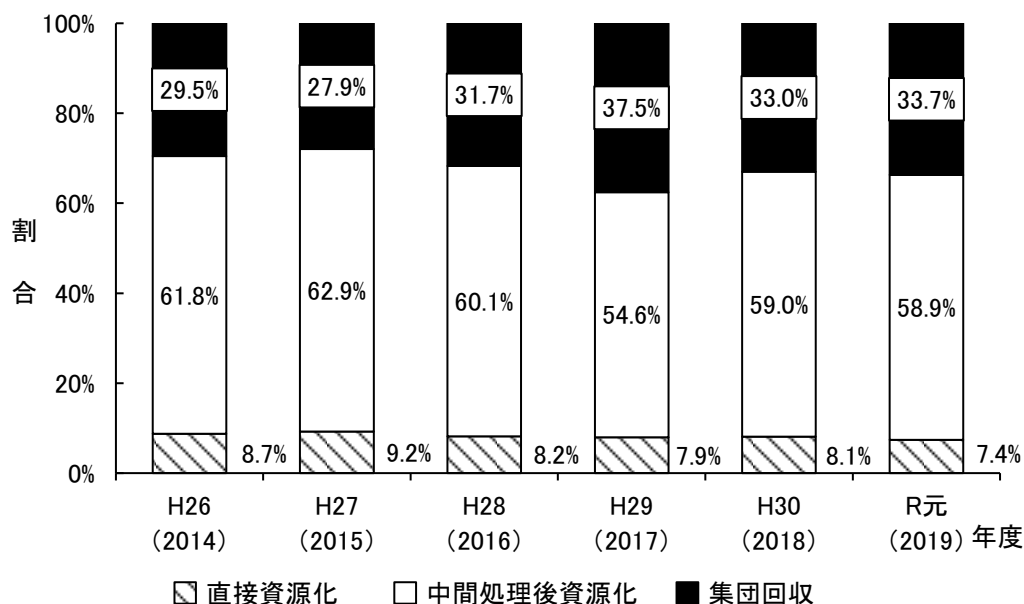
ア. 資源化量の推移

総資源化量は、増減を繰り返しながら概ね横ばい傾向にあり、令和元(2019)年度の資源化の内訳は、直接資源化量が約15千トン（総資源化量の7.4%）、中間処理後資源化量が約119千トン（同58.9%）、集団回収量が約68千トン（同33.7%）となっています。

表 3-1-3 手法別資源化量の推移

項目	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元
		(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)
直接資源化量		17,663	19,044	17,680	16,219	15,505	15,002
中間処理後資源化量		125,519	130,396	130,130	111,697	113,138	119,371
集団回収量		59,882	57,856	68,678	76,833	63,267	68,289
合計		203,064	207,296	216,488	204,749	191,910	202,662

備考：1) 直接資源化量：市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入されるもの
 2) 中間処理後資源化量：市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設で処理された後、再生業者等に搬入されるもの
 3) 集団回収量：住民団体等による回収で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与しているもの



備考: 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

図 3-1-5 手法別資源化割合の推移

イ. 品目別資源化量の推移

令和元(2019)年度の品目別の資源化量で最も多いのは、「その他」(ガス化溶融施設の精製合成ガス、溶融スラグ等)で約92千トンが資源化されており、次いで紙類、金属類、ガラス類の順となっています。

いずれの品目も、多少の増減を繰り返しながら、概ね横ばい状態が続いています。

表 3-1-4 品目別資源化量の推移

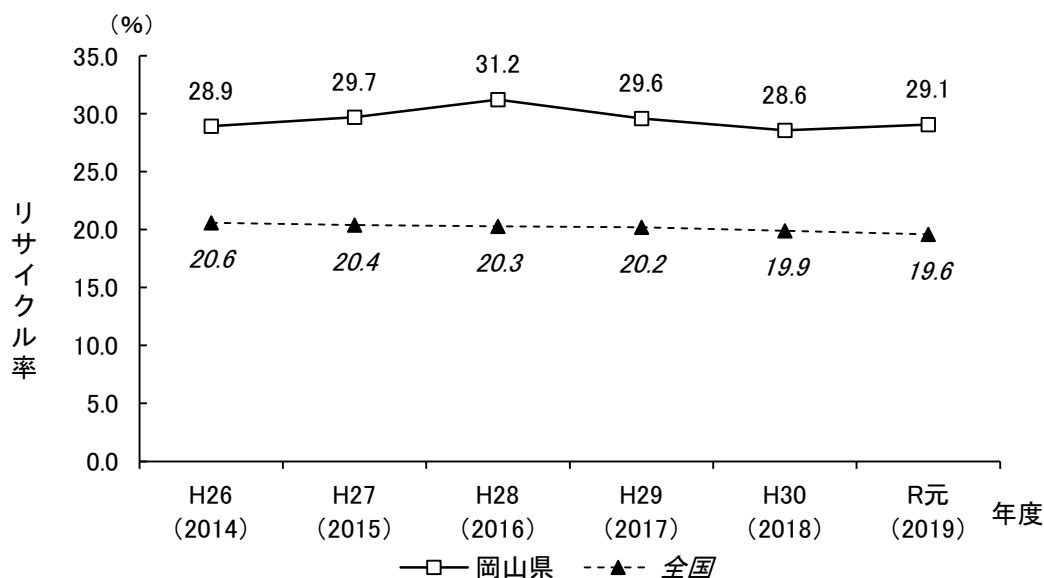
項目	(単位:t/年)						
	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
紙類		73,036	70,816	80,597	87,514	73,959	77,903
金属類		11,202	11,393	10,870	10,415	12,659	13,498
ガラス類		11,466	11,478	10,580	10,629	10,337	9,752
ペットボトル		3,041	3,037	3,100	3,121	3,162	3,144
プラスチック類		3,363	3,266	3,168	2,988	2,870	2,809
布類		4,207	4,427	3,946	3,935	3,573	3,881
その他		96,749	102,877	104,227	86,147	85,350	91,675
合計		203,064	207,296	216,488	204,749	191,910	202,662

備考: 「その他」は、ガス化溶融施設の精製合成ガス、溶融スラグ等である。

ウ. リサイクル率の推移

令和元(2019)年度のリサイクル率は29.1%となっており、平成28(2016)年度をピークに減少あるいは横ばい傾向となっています。近年のリサイクル率の減少は、全国でも同様の傾向となっており、その一因として県内の小売店等での店頭回収などが増加していることにより、市町村の計画収集による回収量が減少していることが考えられます。

なお、令和元(2019)年度のリサイクル率(29.1%)は全国第3位の水準で、全国平均のリサイクル率(19.6%)を9.5ポイント上回っています。(第1位は山口県(32.7%)、第2位は鳥取県(29.2%))



備考: リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量) ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

図 3-1-6 リサイクル率の推移

③ 最終処分の状況

ア. 最終処分量の推移

令和元(2019)年度最終処分量は約30千トンとなっています。

令和元(2019)年度最終処分量の内訳は、直接最終処分量が約4千トン(最終処分量の14.0%)、焼却残渣が約19千トン(同61.2%)、処理残渣が約8千トン(同24.8%)となっています。

令和元(2019)年度最終処分量を1日当たりに換算すると、82.9t/日となっています。

表 3-1-5 最終処分量の推移

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
	直接最終処分量 (t/年)		7,536	3,833	3,312	4,147	4,037
焼却残渣埋立量 (t/年)		21,513	21,355	17,343	17,209	17,087	18,573
処理残渣埋立量 (t/年)		7,485	8,846	9,608	7,853	7,919	7,530
合計	(t/年)	36,534	34,034	30,263	29,209	29,043	30,351
	(t/日)	100.1	93.0	82.9	80.0	79.6	82.9

備考: 処理残渣 = 焼却施設以外の中間処理施設から発生する不燃性の残渣

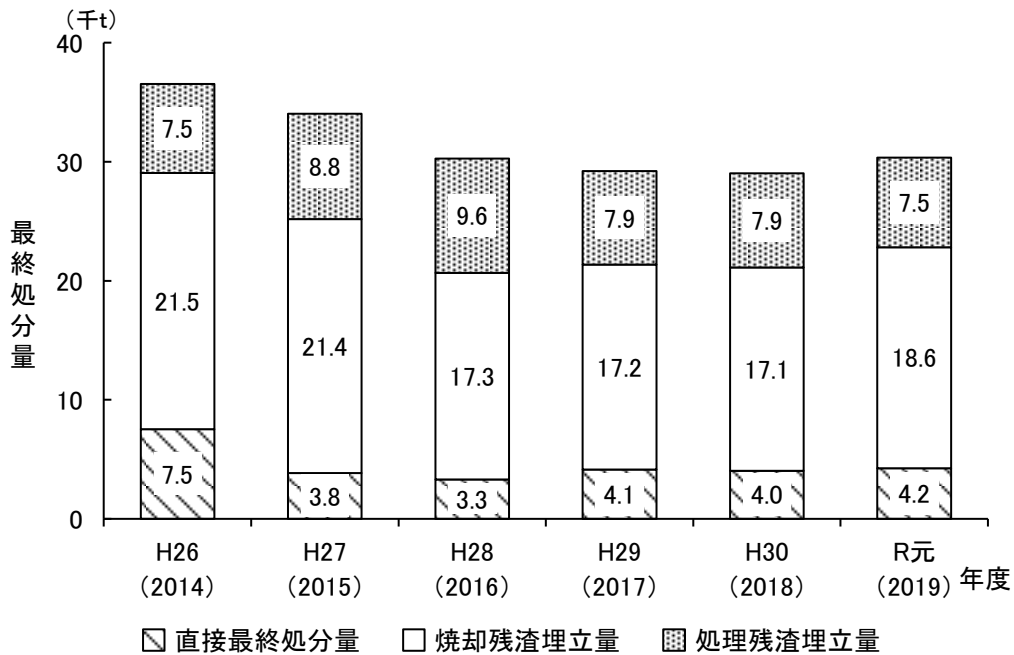
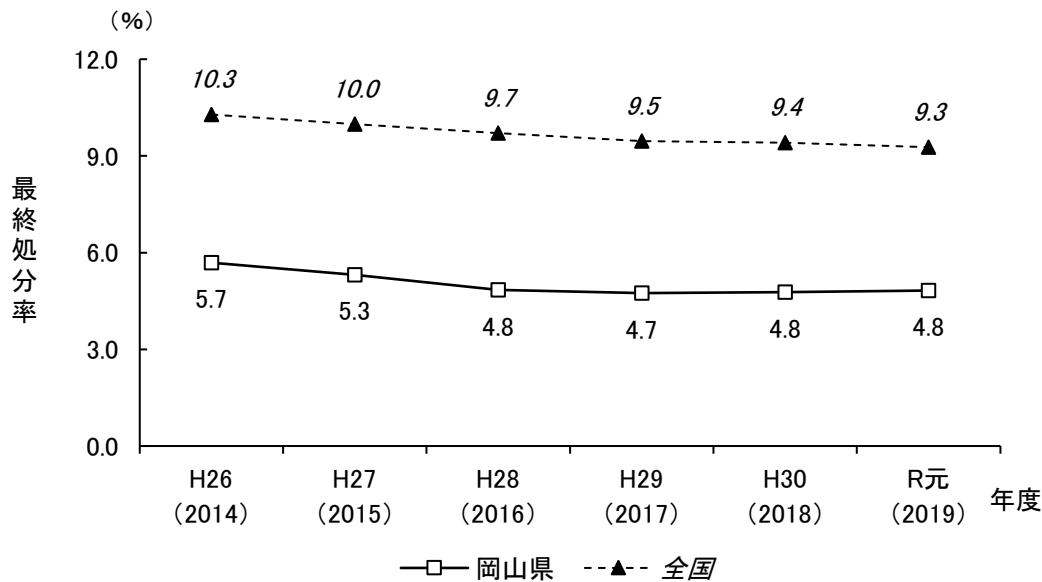


図 3-1-7 最終処分量の推移

イ. 最終処分率の推移

令和元(2019)年度の最終処分率は4.8%となっており、平成28(2016)年度以降は概ね横ばいで推移しています。

また、近年は全国平均を下回っている状況が継続しており、令和元(2019)年度は全国平均(9.3%)を4.5ポイント下回っています。



備考: 最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ処理量 × 100

図 3-1-8 最終処分率の推移

(3) ごみ処理施設の設置状況

① ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は令和2(2020)年度末現在、22施設で合計2,866t/日の処理能力を有しています。燃焼方式別では、全連続式(24時間運転)が9施設、準連続式が6施設、バッチ式が7施設となっています。

表 3-1-6 ごみ焼却施設の設置状況

	施設数					合計 処理能力 (t/日)
	施設規模(t/日)				合計	
	10未満	10以上 100未満	100以上 300未満	300以上		
令和2(2020) 年度末	0 (0.0%)	12 (54.5%)	6 (27.3%)	4 (18.2%)	22 (100.0%)	2,866

備考: 1) カッコ内は合計施設数に対する割合

2) 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設(一般廃棄物分の処理能力303t/日)を含む。

また、ごみ焼却施設の耐用年数は一般的に20~30年程度とされていますが、令和2(2020)年度末現在で稼働年数が20年以下の施設の割合は22.6%(5施設)となっており、21~25年が40.9%(9施設)、26~30年が22.7%(5施設)、30年以上が13.6%(3施設)となっています。施設の処理能力は、稼働年数21年以上の17施設で2,347t/日と、全施設の合計処理能力(2,866t/日)の81.9%となっています。

表 3-1-7 稼働年数別のごみ焼却施設の状況

項目	稼働年数	~5年	6~10年	11~15年	16~20年	21~25年	26~30年	30年以上	合計
施設数		1 (4.5%)	3 (13.6%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	9 (40.9%)	5 (22.7%)	3 (13.6%)	22 (100.0%)
合計処理能力 (t/日)		10 (0.3%)	206 (7.2%)	0 (0.0%)	303 (10.6%)	1,224 (42.7%)	733 (25.6%)	390 (13.6%)	2,866 (100.0%)

備考: 1) 稼働年数は令和2(2020)年度末現在

2) カッコ内は合計値に対する割合(四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。)

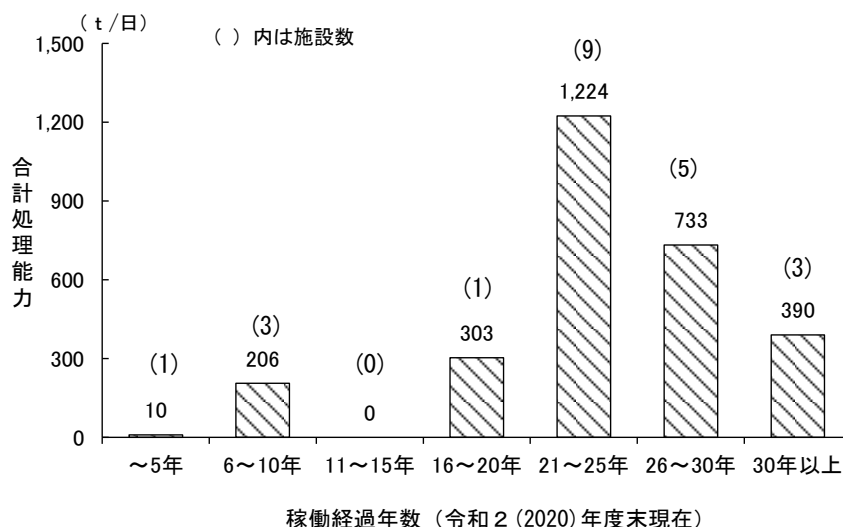


図 3-1-9 稼働年数別のごみ焼却施設

② 粗大ごみ処理施設及び資源化施設

粗大ごみ処理施設は令和2(2020)年度末現在、10施設で合計336t/日の処理能力を有しています。また、資源化施設は11施設で合計157.65t/日の処理能力を有しており、合計493.65 t/日の処理能力を有しています。

表 3-1-8 粗大ごみ処理施設・資源化施設の設置状況

	施設	施設数	合計処理能力 (t/日)
令和2(2020) 年度末	粗大ごみ処理施設	10	336.00
	資源化施設	11	157.65
	合計	21	493.65

備考: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定に基づく届出施設

③ 最終処分場

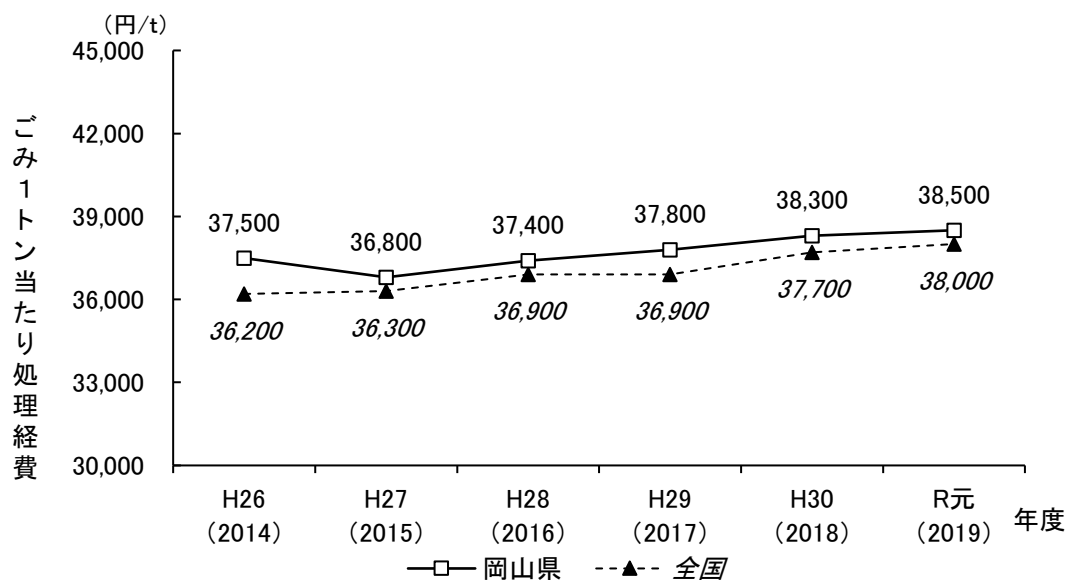
一般廃棄物最終処分場は、令和2(2020)年度末現在、17施設が整備されており、埋立面積は約255千m²、全体容量は約1,957千m³です。残余容量は約878千m³(令和2(2020)年度末現在)となっています。

表 3-1-9 最終処分場の設置状況

	施設数	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
令和2(2020) 年度末	17	255,063	1,957,201	878,190

(4) ごみ処理経費の状況

ごみ1トン当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）をみると、本県、全国ともに、平成26(2014)年度以降、増加傾向で推移しています。令和元(2019)年度の本県のごみ処理経費は、ごみ1トン当たり38,500円であり、全国値（38,000円）と概ね同程度の水準となっています。



備考：1) ごみ1トン当たりの処理経費(円/t) = 処理及び維持管理費 ÷ (計画収集量 + 直接搬入量)

2) 処理及び維持管理費 = 人件費、処理費、車両購入費、委託費、その他の合計

図 3-1-10 ごみ処理経費の推移

(5) 海ごみの状況

本県の沿岸が面する瀬戸内海は、本州、四国、九州に囲まれ、外洋との海水の交換が少ない海域（閉鎖性海域）であることから、瀬戸内海における海ごみの多くは、海外から流入したのではなく、周辺の陸域から流れ込んだものだと考えられ、私たち一人ひとりのライフスタイルに密接に関連する問題といえます。また、最近では、マイクロプラスチックについて、有害物質を吸着しやすいことや海洋生物が誤摂食しやすいことなどから、生態系を含めた海洋環境へ与える影響が懸念されています。

本県のおごみのうち、海岸漂着物（海岸に漂着又は散乱しているごみ等）については、アシ等の自然物をはじめ、ペットボトルや魚箱（発泡スチロール製容器）などの破片・かけら類、容器包装等の日常生活系ごみ類、漁具等がみられ、島しょ部には本土側よりも多くの海岸漂着物が確認されています。

漂流ごみ（海洋を漂流しているごみ）については、国の調査によると、水島灘のごみの密度は、広島湾を除く瀬戸内海の他海域より低めで、瀬戸内海自体の漂流ごみも、他の海域と比較して少ない状況とみられます。

海底ごみ（海底に堆積したごみ）については、調査が行われた水島灘、牛窓沖での回収量は、愛媛県東部と香川県西部間の海域、広島湾（南）に続いて多く、瀬戸内海自体の海底ごみも、他の海域と比較して多いとみられます。

本県においても海ごみの問題に県下一丸となって対応していくため、令和2(2020)年4月、全市町村及び岡山県経済団体連絡協議会と共同して「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」を行うとともに、同年12月には、瀬戸内海でつながる広島県、香川県、愛媛県及び海洋関係事業に深く関わる公益財団法人日本財団と協定を締結し、関係者が連携・協力して対策を進めることとしています。

(6) 災害廃棄物

大規模災害発生時には、短期間に多量の災害廃棄物が発生し、早期の復旧・復興のために迅速な災害廃棄物の処理が必要となります。

環境省は、平成26(2014)年3月に東日本大震災で得られた経験や知見等を踏まえた「災害廃棄物対策指針」を策定（平成30(2018)年3月改定）しているほか、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を進めるための、廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正、地域ブロック協議会における県境を越えた連携の取組などが進められています。

本県では、このような国の動きも踏まえ、平成28(2016)年3月に「岡山県災害廃棄物処理計画」を策定しましたが、その後、平成30年7月豪雨により多量の災害廃棄物が発生した際の経験や明らかになった課題等を踏まえ、令和2(2020)年3月に改訂版として見直しを行ったところです。一方、市町村災害廃棄物処理計画を策定済みの市町村は、令和3(2021)年3月末時点で21市町村であり、今後、災害廃棄物処理計画の策定・改訂支援等を進めながら、災害への備えをさらに充実させていく必要があります。

2. 第4次計画の目標の達成状況

(1) 第4次計画の目標の達成状況の評価

ここでは、第4次計画で設定された一般廃棄物処理の目標に対する達成状況を令和元(2019)年度実績を用いて評価します。

① 第4次計画の目標

ア. 排出抑制の目標

1人1日当たりの排出量を令和2(2020)年度において935gとすることを旨す。
(うち、1人1日当たり家庭系ごみ排出量は500g)

イ. 資源化の目標

リサイクル率を令和2(2020)年度において32.7%とすることを旨す。

ウ. 最終処分量の削減目標

最終処分量を令和2(2020)年度において86.5トン/日とすることを旨す。

② 達成状況の評価

ア. 排出抑制の目標

現状(令和元(2019)年度実績)におけるごみ排出量は、1人1日当たり1,002.3gであり、第4次計画の令和2(2020)年度目標値である1人1日当たり935gより多くなっています。

また、現状(令和元(2019)年度実績)における家庭系ごみ排出量は、1人1日当たり512.1gであり、第4次計画の令和2(2020)年度目標値である1人1日当たり500gより多くなっています。

イ. 資源化の目標

現状(令和元(2019)年度実績)におけるリサイクル率は29.1%であり、第4次計画の令和2(2020)年度目標値であるリサイクル率32.7%より低くなっています。

ウ. 最終処分量の削減目標

現状(令和元(2019)年度実績)における最終処分量は82.9トン/日であり、第4次計画の令和2(2020)年度目標値である最終処分量86.5トン/日より少なくなっています。

表 3-1-10 第4次計画の目標値と現状

		第4次計画		現状
		H26実績	R2目標値	R元実績
ごみ総排出量	(t/日)	1,923.9	—	1,905.2
	(g/人・日)	991.7	935.0	1,002.3
1人1日当たり 家庭系ごみ 排出量	(g/人・日)	521.9	500.0	512.1
最終処分量	(t/日)	100.7	86.5	82.9
	(g/人・日)	51.9	—	43.6
リサイクル率	(%)	28.9	32.7	29.1

(2) ごみ処理に関する課題

① ごみ排出量の削減

近年のごみ総排出量はわずかに減少傾向、1人1日当たりのごみ排出量はやや増加傾向で推移しており、現状では第4次計画の目標である「935g/人・日」は達成できていません。

一方、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、減少傾向で推移しており、平成30(2018)年度は第4次計画の目標である「500g/人・日」を達成しましたが、直近の令和元(2019)年度実績は512.1g/人・日であり、未達成となっています。

近年は、全国的にも1人1日当たりのごみ排出量の減少幅が小さく、排出量の削減が頭打ちの傾向にあり、また、多発する災害や、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響から、ごみの排出傾向が見通しにくくなる要因も増えています。このような状況の中にあっても、ごみ排出量の削減をより一層推進していくために、県民、事業者、市町村、県が一体となり、ごみの排出抑制や適切な分別排出に向けた取組を進めていく必要があります。

② リサイクルの推進

岡山県内では、ガス化溶融施設（水島エコワークス）の稼働による再生利用推進を行っていることもあり、全国と比べても、リサイクル率は高い水準を維持していますが、現状では第4次計画の目標値である「リサイクル率32.7%」は達成できていません。

さらに、これまで本県の再生利用推進の一翼を担ってきたガス化溶融施設（水島エコワークス）が令和6(2024)年度末に倉敷市とのPFI事業契約を終了する予定であることから、これまで以上に、リサイクル率の向上に向けた取組を推進していく必要があります。

表 3-1-11 (参考) ガス化溶融の影響を考慮したリサイクル率の推移

		(単位: %)					
項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
リサイクル率		28.9	29.7	31.2	29.6	28.6	29.1
(※倉敷市のガス化溶融分を除いた場合)		(18.7)	(18.5)	(20.0)	(20.9)	(19.5)	(19.6)

③ 最終処分量の削減

最終処分量及び最終処分率は、平成26(2014)年度と令和元(2019)年度を比較すると、減少しています。また、岡山県全体の最終処分率は、全国と比べても低くなっており、第4次計画の目標値である「最終処分量86.5t/日」も達成できていることから、最終処分量の削減に関する取組は順調に進められているものと考えます。

しかしながら、平成28(2016)年度以降は最終処分量、最終処分率ともに、概ね横ばいで推移しており、第4次計画の目標を達成していても、最終処分場の容量確保や延命化の観点から、今後も引き続き、最終処分量を極力削減するための取組を継続していく必要があります。

④ ごみ処理施設の計画的な整備等

適正なごみ処理を確保するためには、ごみ処理施設の計画的な整備が必要です。県は、適正処理の推進、ダイオキシン類の削減、リサイクルの推進、効率的な施設整備等の観点から、平成19(2007)年3月に「新潟県ごみ処理広域化計画」を策定し、この中で示された市町村のブロック割の考え方と取組は、第4次計画においても継承してきました。引き続き、関係市町村の協議のもとで、循環型社会を形成するための基盤となる施設の整備を推進していく必要があります。

また、新たな施設の整備や改良に当たっては、ごみ発電やエネルギー回収等を推進することにより、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止に寄与することが求められており、これは、災害時等におけるエネルギー供給拠点としての機能を発揮することにもつながります。

一方で、ごみ処理施設のライフサイクルコストを低減するため、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の考え方を導入し、ごみ処理施設の長寿命化について検討していくことが必要です。ごみ焼却施設は一般に稼働後20年～30年程度が更新時期と言われていますが、建物については50年程度の耐用年数を備えており、また、ごみ焼却施設に設置される各種の設備・機器については、20年を経過してもなお、高い健全度を保っている設備・機器等、部分的な補修で健全度を回復することが可能なものも多いことから、ごみ処理施設内の設備・機器の維持管理を適切に行った上で、耐用年数の比較的短い重要設備を適切な時期に更新する等の対策を行うことにより、ごみ処理施設全体の耐用年数の延長を図ることは、地方自治体の財政のみならず、資源・エネルギーの保全及び地球温暖化対策の観点からも重要であると言えます。

さらに、近年では、大規模な災害の発生に伴い発生する災害廃棄物が、ごみ処理施設において迅速かつ適正に処理できることも重要となっています。

3. し尿処理の現状と課題

(1) 処理形態別人口の推移

処理形態別人口は、公共下水道の普及により公共下水道人口が増加傾向で推移しており、単独処理浄化槽人口、計画収集人口は減少しています。

水洗化率は年々上昇傾向で推移し、令和元(2019)年度は90.0%となっていますが、全国値と比べると低い状況です。

表 3-1-12 処理形態別人口の推移

(単位:人)

年度		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
総人口		1,939,935	1,924,823	1,923,894	1,917,395	1,909,590	1,900,821
水洗化人口	公共下水道人口	1,102,562	1,116,847	1,130,511	1,141,163	1,155,865	1,170,375
	コミュニティ・プラント人口	0	0	740	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	368,428	365,991	371,797	367,814	361,188	358,609
	単独処理浄化槽人口	218,776	210,419	195,878	195,453	188,582	180,876
非水洗化人口	計画収集人口	238,338	223,330	217,549	205,751	194,723	181,485
	自家処理人口	11,831	8,236	7,419	7,214	9,232	9,476
水洗化率(%)		87.1	88.0	88.3	88.9	89.3	90.0

備考: 1) 水洗化率 = 水洗化人口 ÷ 総人口 × 100

2) 実績は、環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果」によるものを基本としているが、一部市町村の実績値の見直しを行っているため、必ずしも一致していない。

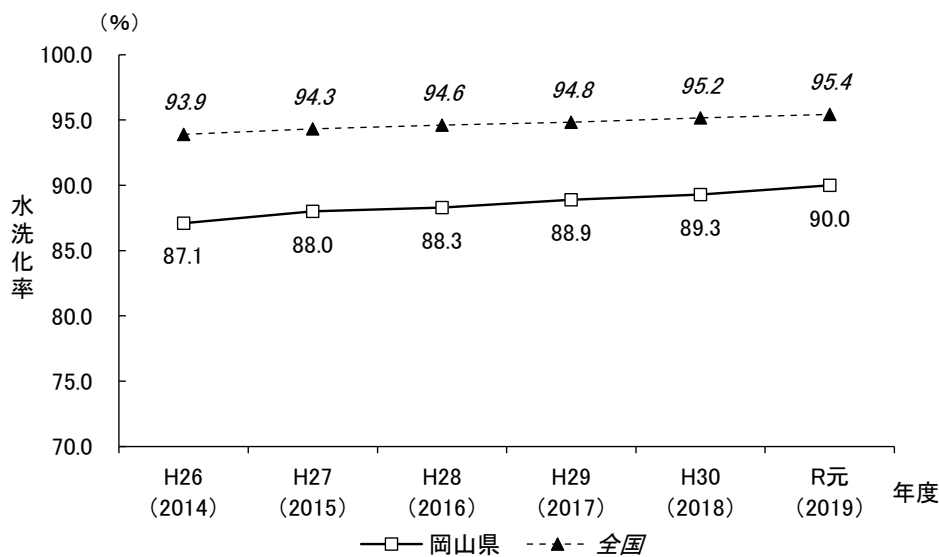


図 3-1-11 水洗化率の推移

(2) し尿等の処理の現状

し尿及び浄化槽汚泥の処理量（自家処理量を除く。）は、概ね減少傾向で推移しており、令和元(2019)年度では約570千キロリットルとなっています。

処理量全体に占める割合で見ると、し尿は減少、浄化槽汚泥は増加傾向で推移しています。

表 3-1-13 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(単位:kL/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
処理量		625,188	625,536	607,211	593,477	580,088	570,465
	し尿	202,058	197,293	185,826	178,051	174,037	161,702
	浄化槽汚泥	423,130	428,243	421,385	415,426	406,051	408,763

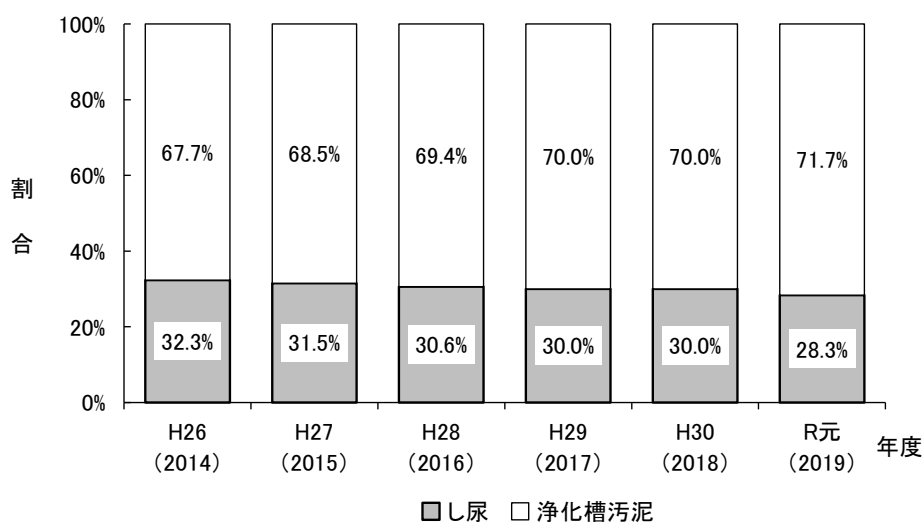


図 3-1-12 し尿・浄化槽汚泥処理量の割合

令和元(2019)年度における処理状況は、処理量全体の92.8%がし尿処理施設で処理され、残りが下水道投入によって処理されています。

表 3-1-14 し尿・浄化槽汚泥の処理状況（令和元(2019)年度）

項目	処理	し尿処理施設 (kL)	下水道投入 (kL)	合計 (kL)
し尿		157,806	3,896	161,702
浄化槽汚泥		371,565	37,198	408,763
合計		529,371	41,094	570,465
構成比		92.8%	7.2%	100.0%

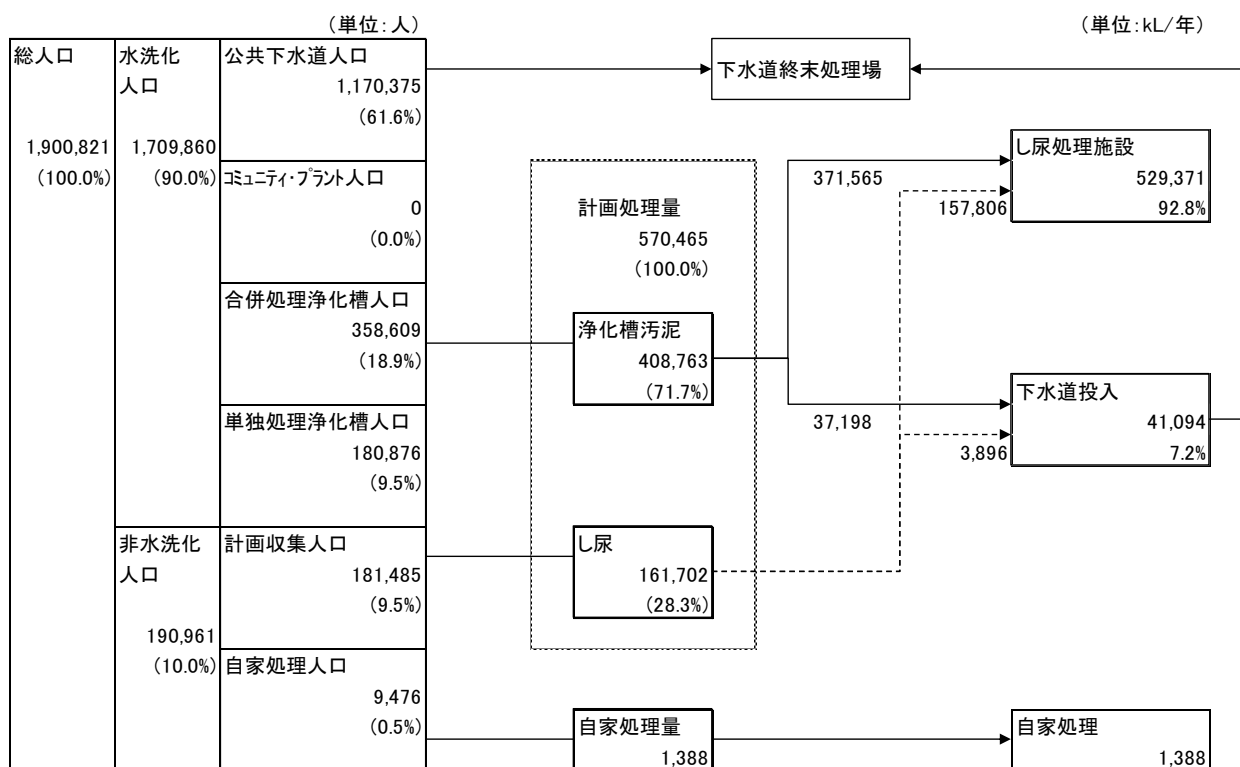


図 3-1-13 し尿・浄化槽汚泥処理のフロー（令和元(2019)年度）

(3) し尿処理施設の設置状況

し尿処理施設は令和2(2020)年度末現在、21施設で合計2,183kL/日の処理能力を有しています。

また、し尿処理施設の耐用年数は一般に20～30年程度とされていますが、令和2(2020)年度末現在で稼働年数が20年以下の施設の割合は23.9%（5施設）、21～25年が4.8%（1施設）、26～30年が14.3%（3施設）、30年以上が57.1%（12施設）となっています。施設の処理能力は、稼働年数21年以上の16施設で1,774kL/日と、全施設の合計処理能力（2,183kL/日）の81.3%となっています。

表 3-1-15 し尿処理施設の設置状況

項目	施設数	合計処理能力 (kL/日)
し尿処理施設	21	2,183

備考: 令和2(2020)年度末現在

表 3-1-16 稼働年数別のし尿処理施設の状況

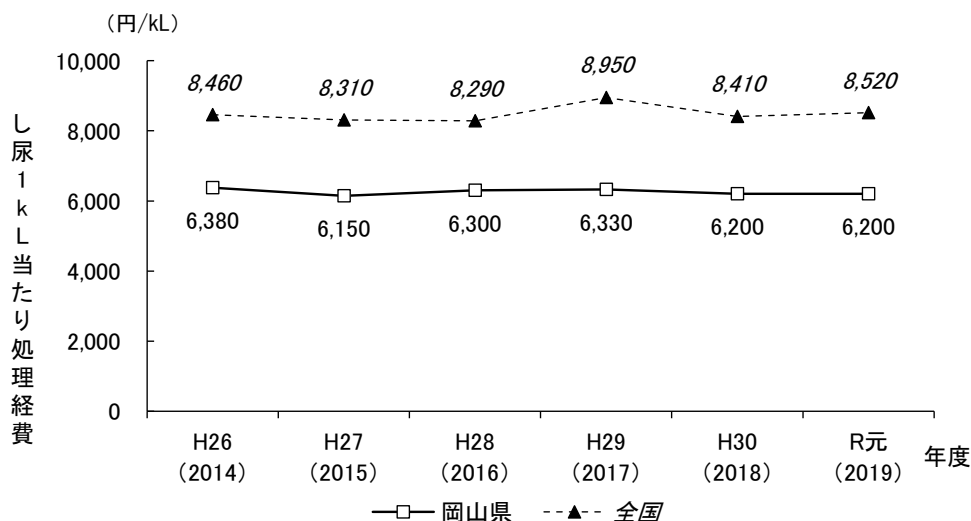
項目	稼働年数	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21～25年	26～30年	30年以上	合計
施設数		1 (4.8%)	2 (9.5%)	1 (4.8%)	1 (4.8%)	1 (4.8%)	3 (14.3%)	12 (57.1%)	21 (100.0%)
合計処理能力 (kL/日)		170 (7.8%)	77 (3.5%)	90 (4.1%)	72 (3.3%)	180 (8.2%)	242 (11.1%)	1,352 (61.9%)	2,183 (100.0%)

備考: 1) 稼働年数は令和2(2020)年度末現在

2) カッコ内は合計値に対する割合(四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。)

(4) し尿処理経費の状況

し尿及び浄化槽汚泥1キロリットル当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）を経年的にみると、ほぼ横ばい傾向で推移しており、令和元(2019)年度で6,200円/kLと全国値（8,520円/kL）に比べて低い経費となっています。



備考：1) し尿1kL当たりの処理経費(円/kL)＝処理及び維持管理費÷計画処理量
 2) 処理及び維持管理費＝人件費、処理費、車両購入費、委託費、その他の合計
 3) 県内の一部市町村の実績値の見直しを行ったことに伴い、全国の処理経費も同様の修正を行ったため、「一般廃棄物処理実態調査結果」とは必ずしも一致していない。

図 3-1-14 し尿処理経費の推移

(5) し尿処理に関する課題

① 汚水処理施設の整備

水洗化率は着実に向上していますが、さらなる生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、引き続き、下水道や合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、生活雑排水が処理されない単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を図るなど、汚水処理施設の整備を推進していく必要があります。

② し尿処理施設の老朽化

市町村におけるし尿処理施設は、稼働年数が21年を経過している施設が全21施設中16施設あり、老朽化が懸念される状況です。今後の施設整備に当たっては、し尿・浄化槽汚泥の衛生的な処理の確保とともに、循環型社会の形成に寄与するため、処理過程で排出される汚泥等の有効利用などを考慮した施設とする必要があります。

第2節 一般廃棄物の将来予測と目標

1. ごみ総排出量の将来予測

(1) 将来予測の方法

計画目標年度を令和7(2025)年度として、次の方法により、ごみ量の将来予測を行いました。

① 生活系ごみ排出量の将来予測

本章第1節で整理した平成26(2014)年度～令和元(2019)年度の生活系ごみ（集団回収を含む。）の1人1日当たり排出量実績を基に、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様に続くものとして、トレンド法により予測（将来予測人口に1人1日当たり排出量を乗じることにより全体量を予測）することを基本としましたが、年度ごとの実績に大きな変動があり傾向線による将来予測値の信頼性が低い結果となったため、採用が困難と判断し、将来の生活系ごみ排出量は、最新年度である令和元(2019)年度実績と同じ原単位で推移するものとなりました。

② 事業系ごみ排出量の将来予測

本章第1節で整理した平成26(2014)年度～令和元(2019)年度の事業系ごみ排出量から算出した、1日当たりの排出量実績を基に、生活系ごみ排出量と同様にトレンド法により予測することを基本としましたが、年度ごとの実績に大きな変動があり傾向線による将来予測値の信頼性が低い結果となったため、採用が困難と判断し、将来の事業系ごみ排出量についても、最新年度である令和元(2019)年度実績と同じ原単位で推移するものとなりました。

(2) ごみ総排出量の将来予測結果

過去のごみ量の推移を基に、岡山県における将来のごみ量の予測を行った結果は、次のとおりです。

将来人口が減少する見込みであるため、令和7(2025)年度のごみ総排出量は令和元(2019)年度実績に比べて約15千トン減少する見込みです。

表 3-2-1 ごみ総排出量の将来予測結果

項目	年度	実績					予測値	
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R7 (2025)	
人口	(人)	1,924,823	1,923,894	1,917,395	1,909,590	1,900,821	1,849,827	
生活系ごみ排出量	(千t/年)	464.4	461.7	468.3	447.3	460.3	446.7	
	(g/人・日)	659.3	657.5	669.1	641.7	661.6	661.6	
(うち、家庭系ごみ排出量)	(千t/年)	365.6	353.4	353.5	347.6	356.3	344.8	
	(g/人・日)	519.0	503.2	505.1	498.7	512.1	510.7	
事業系ごみ排出量	(千t/年)	233.9	225.9	226.4	229.4	237.0	236.4	
	(t/日)	639.1	618.8	620.2	628.4	647.6	647.6	
合計(ごみ総排出量)	(千t/年)	698.4	687.5	694.7	676.6	697.3	683.1	
	(g/人・日)	991.3	979.1	992.6	970.8	1,002.3	1,011.7	

備考：1)生活系ごみ排出量は集団回収量を含む。

2)「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)」と同様とした。

3)「家庭系ごみ」は、生活系ごみのうち、資源ごみ(集団回収量含む。)を除いた量とした。

4)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

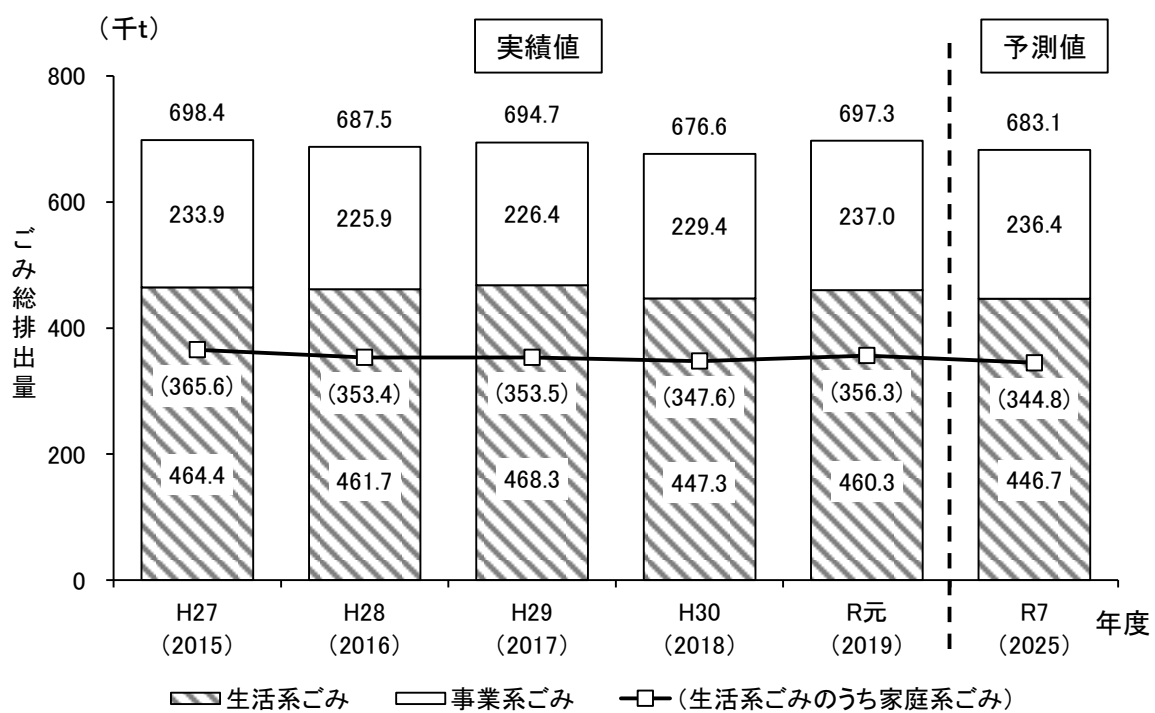


図 3-2-1 ごみ総排出量の将来予測結果

2. ごみ処理の将来予測

現状のごみ処理が継続されると仮定して、計画目標年度の令和7(2025)年度における処理量の予測を行うと、下表のとおりとなります。

表 3-2-2 ごみ処理の将来予測

項目	年度	実績					予測値	
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R7 (2025)	
人口	(人)	1,924,823	1,923,894	1,917,395	1,909,590	1,900,821	1,849,827	
ごみ総処理量 (ごみ処理量+集団回収量)	(千t/年)	698.1	693.3	692.1	671.6	697.2	683.0	
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	(g/人・日)	519.0	503.2	505.1	498.7	512.1	510.7	
処理・ 処分量	資源化量	(千t/年)	207.3	216.5	204.7	191.9	202.7	141.4
		(t/日)	566.4	593.1	561.0	525.8	553.7	387.4
		(g/人・日)	294.3	308.3	292.6	275.3	291.3	209.4
	最終処分量	(千t/年)	34.0	30.3	29.2	29.0	30.4	29.7
		(t/日)	93.0	82.9	80.0	79.6	82.9	81.5
		(g/人・日)	48.3	43.1	41.7	41.7	43.6	44.0
リサイクル率	(%)	29.7	31.2	29.6	28.6	29.1	20.7	
排出抑制・資源化率	(%)	95.6	96.1	96.3	96.3	96.1	96.2	

備考: 1) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量=家庭系ごみ量(生活系ごみのうち、資源ごみ量を除いた量)÷人口÷365(366)×10⁶

2) 資源化量=直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量

3) リサイクル率=資源化量÷(ごみ処理量+集団回収量)×100

4) 令和7(2025)年度の資源化量、リサイクル率は、倉敷市のガス化溶融施設の事業終了を考慮

5) 排出抑制・資源化率=(1-(埋立処分量)/(平成17(2005)年度の排出量))×100

3. 一般廃棄物の減量化の目標

国の関連計画で、一般廃棄物の減量化等に関する目標が掲げられているものとしては、平成30(2018)年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」があり、目標値は以下のとおりとなっています。

表 3-2-3 第四次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の目標値

指標	令和7(2025)年度目標
一般廃棄物の排出量	約3,800万トン (R元(2019)年度実績:4,274万トン)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日 (R元(2019)年度実績:509g)
一般廃棄物の出口側の循環利用率 (リサイクル率)	約28% (R元(2019)年度実績:19.6%)
一般廃棄物の最終処分量	約320万トン (R元(2019)年度実績:380万トン)

出典:第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)

以上の目標値と本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

(1) 排出抑制の目標

令和7(2025)年度における1人1日当たり排出量を約935gとすることを目指します。
(うち、1人1日当たり家庭系ごみ排出量は477g)

本県における排出量の目標としては、第4次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き、1人1日当たり排出量935gを目標とします。

また、ごみ排出量のうち、家庭系ごみ排出量に関する目標値は、1人1日当たりの排出量の目標(935g)に、家庭系ごみの排出量割合(51.1%)を乗じた477g/人・日を目標値とします。

※家庭系ごみの排出量割合の51.1%は、令和元(2019)年度の実績

(2) 資源化の目標

令和7(2025)年度におけるリサイクル率を23.1%とすることを目指します。

本県におけるリサイクル率の目標としては、第4次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き、32.7%を目標とすべきですが、ガス化溶融施設が令和6(2024)年度で事業終了することから、当該施設の寄与分(9.6%：直近5か年の平均)を減じた23.1%を目標とします。

(3) 最終処分量の削減目標

令和7(2025)年度における最終処分量を64.1t/日とすることを目指します。

国の目標値は、循環基本計画において、令和元(2019)年度から令和7(2025)年度の6年間で最終処分量を約17%削減することとされています。

本県における最終処分量の目標としては、令和元(2019)年度の実績(82.9t/日)を基準として、国の目標値と同等の削減率で削減するとした場合には68.8t/日となりますが、岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)に定める排出抑制・資源化率の目標値(97%)を達成するため、より進んだ目標を設定することとし、64.1t/日まで最終処分量を削減することを目標とします。

(4) 排出抑制・資源化率の目標

令和7(2025)年度における排出抑制・資源化率を97%とすることを目指します。

$$\text{排出抑制・資源化率} = \left(1 - \frac{\text{埋立処分量 (t/年)}}{\text{平成17(2005)年度の排出量 (t/年)}} \right) \times 100$$

上記の各目標を踏まえ、岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）に定める令和6(2024)年度の目標値である97%を目標とします。

以上の一般廃棄物の減量化の目標と関係数値を整理すると次のとおりになります。

表 3-2-4 一般廃棄物の減量化等の目標

項目	年度	実績		予測値	目標値等
		H27 (2015)	R元 (2019)	R7 (2025)	R7 (2025)
1人1日当たり 排出量	g/人・日	991.3	1,002.3	1,011.7	935
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	g/人・日	519.0	512.1	510.7	477
リサイクル率	%	18.5 [*]	19.6 [*]	20.7 [*]	23.1
最終処分量	t/日	93.0	82.9	81.5	64.1
排出抑制・資源化率	%	95.6	96.1	96.2	97

備考：1) 網掛け部分は目標値である。

2) リサイクル率＝資源化量÷(ごみ処理量＋集団回収量)×100

※実績及び予測値のリサイクル率は、倉敷市のガス化溶融施設の寄与分を減じた値である。

3) 排出抑制・資源化率＝(1-(埋立処分量)/(平成17(2005)年度の排出量))×100

※平成17(2005)年度の排出量：779,839トン

第3節 目標達成等に向けての取組

【取組項目に付しているマークの意味】

- 新規** 今期計画から新たに取り組む項目
- 拡充** 前期計画から取組みを拡充した項目
- 重点** 今期計画で重点的に取り組む項目

1. 排出者の責務の徹底・強化

(1) 排出者の自主的な取組の推進

廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、県民は、再生品の使用、ごみの発生の少ない商品の購入等、ごみを出さないライフスタイルを実践することが必要です。また、事業系ごみを排出する事業者は、自らの責任において適正に処理を行うことが原則です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、生活系及び事業系一般廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に向けての自主的な取組が促進されるよう、各種広報媒体や、消費者団体・経済団体などの連携組織等を通じて、県民・事業者への啓発や情報提供を実施します。また、市町村に、県内の排出状況や有効な取組事例等の情報を提供し、地域住民への啓発活動を支援します。 ○ 「もったいない」をキーワードとして、3R（発生抑制、再使用、再生利用）について県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すためにフォーラム等を開催し、「おかやま・もったいない運動」を推進します。 ○ エコな取組や3Rを促進するコンテストなどを通じて、優れた取組を表彰し、広く県民に紹介することによって、環境にやさしいエコなライフスタイルへの転換を促進します。 ○ 事業系ごみを多量に排出する事業者は、自ら処理計画を作成し、減量化・資源化に取り組んでいくものとし、市町村はそれを積極的に指導するよう、県は市町村に対し助言等の技術的援助を行います。

(2) リサイクル関連法に対する理解と協力 **拡充**

一般廃棄物関係のリサイクル制度として、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が施行されており、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）は令和4(2022)年度より施行予定です。こうした制度によりリサイクルを進めるには、廃棄物を適切に分別し、決められたルートで回収することが大切であり、排出者の理解と協力が必要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村において、県の第9期分別収集促進計画（令和2年度～6年度）及び市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集が円滑に進むよう、県は市町村に対し助言や情報提供を行います。 ○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法の趣旨・目的に即した一般廃棄物のリサイクルの推進に向け、市町村と連携して、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図ります。

2. 排出抑制と循環的利用の推進

（1）目標設定による排出抑制等の推進

国の基本方針や本計画には一般廃棄物の目標を掲げています。

各市町村において、これら目標を勘案しつつ、地域の実情に応じた目標を設定し、県民・事業者・市町村が協力して、目標達成に向けた取組を実施していくことが重要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理計画の策定（改訂）及び目標値の設定によって、関係者が実施すべき具体的な行動や目標等が明らかとなり、ごみの排出抑制やリサイクル等が一層推進できることから、県は市町村における一般廃棄物処理計画の策定等に対し、技術的な援助に努めます。

（2）総合的な推進体制の強化

ごみの排出抑制やリサイクルを推進するため、これまでに「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」をはじめとする体制づくりを進めてきたところです。引き続き、既存の体制を活用するとともに、新たな体制・制度の構築に向けた取組が必要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、資源の循環的利用の観点から、環境部局と産業部局等の関係部局との連携体制を強化するとともに、市町村との連絡会議の実施等により、協力して対策の推進に努めます。また、「エコパートナーシップおかやま」の活動などを通じて、県民団体や事業者団体、環境NPOとの協働にも努めます。

(3) 事業者（製造事業者、流通販売事業者、資源回収事業者）の取組の推進

ごみの排出抑制やリサイクルをさらに推進するためには、事業者の協力が不可欠であり、事業者はこれらの取組が自らの社会的責任であるとの認識のもと、リサイクルしやすい製品の開発、自らのリサイクル活動、再生品の利用促進等に努める必要があります。

主 な 取 組
<p>○ 県は、市町村とともに、各事業者に対して次のような取組を要請します。</p> <p>ア 製造事業者は、ごみの発生が少ない製品やリサイクルしやすい製品の製造に努めるとともに、その容器包装についても最小限に抑えるよう努めます。</p> <p>イ 流通販売事業者は、商品の販売に係る容器包装を最小限に抑えるよう努め、可能な場合は無包装、それができない場合でも極力簡易包装に努めるとともに、資源回収への積極的な協力、排出量を増加させないような商品の販売、再生品の販売拡大に向けた積極的な取組を行います。また、消費者が環境に配慮した消費活動が実践できるような商品・情報の提供に努めます。</p> <p>ウ 製造業者、流通販売業者は、製品・商品の輸送に当たっては、繰り返し使える容器等の使用に努めます。</p> <p>エ 資源回収事業者は、行政と連携して資源回収ルート形成や拡大に努めます。</p>

(4) プラスチック3Rの推進 **新規** **重点**

プラスチックは非常に便利な素材ですが、海洋プラスチックごみ問題など、環境に及ぼす影響が世界的な課題となり、県内でもプラスチックごみの排出抑制、リサイクル等が求められています。プラスチックごみを削減するため、県民や事業者に対して啓発活動や情報提供を行っていくことが必要です。

主 な 取 組
<p>○ 岡山県庁プラスチックごみ削減指針に沿って、県庁が率先してプラスチック3Rに取り組みます。</p> <p>○ 事業者による主体的なプラスチックごみ削減の取組促進を目的とした、プラスチック3Rを宣言する事業所を募集します。</p> <p>○ プラスチック推進セミナーの開催やおかやまプラスチックスマートハンドブックを活用し、県民のプラスチック3Rへの主体的な取組を促進します。</p> <p>○ プラスチック資源循環法の制定に伴い、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用の合理化が求められることを受け、その趣旨について周知するとともに、ワンウェイプラスチック削減の啓発等に取り組みます。</p>

(5) 家庭から排出される不用品等の利活用の促進

家庭から排出されるごみの中には、新製品への買替え、サイズが合わなくなった、使用する年齢に合わなくなったなどの理由で、まだ使える製品が含まれていることがあります。使えるものがごみとして排出されることは、ごみ排出量の増加のみならず、その処理によって環境負荷やコストも増大することから、こうしたごみの排出を極力抑制することが必要です。

家庭で不用になったものでも、他の家庭で利用できるものであれば、リユースの取組を行うことによって、家庭から排出されるごみの排出量の削減につなげていくことが重要です。

主 な 取 組

- 3Rを推進するためのイベント等を通じて、不用品のリユースについて啓発します。

(6) 経済的手法の導入

ごみ処理の有料化は、県内の市町村においても導入が進められており、一定の減量効果が確認されています。ごみ処理の有料化などの経済的手法の導入は、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化やごみ問題に対する県民・事業者の意識改革の観点から推進していく必要があります。

主 な 取 組

- 県は、市町村に対して、生活系ごみ処理の有料化や、事業系ごみ処理手数料の適正化に関する情報提供を行うとともに、必要な助言を行います。

(7) 家電リサイクルの促進

廃家電製品（エアコン、ブラウン管式及び液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法に基づき、消費者による適正な排出と費用の負担、小売業者による排出者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等による小売業者などからの指定引取場所における引取りと家電リサイクルプラントにおける再商品化等の推進が行われています。

また、金・銀・銅などの有用金属のほか、特定の国に偏在するレアメタルなどを含む小型家電製品等は「都市鉱山」と呼ばれ、循環資源としての有効利用が期待されており、平成25(2013)年4月に施行された小型家電リサイクル法に基づき、各市町村で回収が進められていますが、民間事業者による回収を含め、回収量を増加させていく必要があります。

こうしたリサイクル法に基づいた、家電製品の適切な回収が行われることにより、金属資源の有効利用及び廃棄物の適正な処理につながります。

主 な 取 組

- 家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の趣旨・目的に則して、有用金属等の循環資源としての有効利用を促進するため、市町村と連携し、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図り、リサイクルを推進します。
- 過去に購入した小売業者が存在せず、同種の製品の買替えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない「特定家庭用機器廃棄物」（いわゆる義務外品）について、すべての市町村において、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築できるよう、県は市町村に対し助言や情報提供を行います。
- 小型家電リサイクルについて、すべての市町村で回収体制の構築はできていますが、市町村ごとに回収方法や回収品目が異なるため、県は市町村の回収取組状況について把握するとともに、さらなる資源化を図るため、技術的助言等を行っていきます。

(8) 再生品等の使用促進

再生品の使用促進を図るためには、事業者の主体的な取組により、魅力的で、かつ、市場競争力のある再生品が開発・販売され、それが県民・事業者へ広くPRされることが重要です。

また、製品やサービスを購入する際に必要性を十分考え、環境を考慮して環境への負荷ができるだけ少ないものを選び、環境負荷の低減に努めている事業者から購入し、購入した製品やサービスが不要になった場合に適切に破棄することを「グリーン購入」と言います。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を有しています。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクル製品の需要を喚起するため、県、事業者、県民が取り組むべき事項等を定めた「岡山県再生品の使用促進に関する指針」の周知徹底を図ります。また、県自らが取り組むべき事項として、積極的な再生品の使用や、使用事例、使用状況の把握などに努めるとともに、県民、事業者における再生品の使用が促進されるよう、普及啓発、環境教育などの措置を講じます。 ○ 県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「岡山県グリーン調達ガイドライン」に沿って、県が率先してグリーン購入に努めます。 ○ 県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、県ホームページや各種広報媒体などを活用して県民や事業者に対してこれらの製品を積極的にPRするとともに、イベントや展示会において製品とともに優れた活用事例を紹介するなどして使用促進を図ります。また、機能、用途、デザイン面などの高付加価値化、リサイクル技術の高度化による低価格化など、市場競争力の高いリサイクル製品の開発に取り組む事業者を支援します。こうした取組により、減少傾向にある「岡山県エコ製品」の認定品目数を、令和7(2025)年度の努力目標として、382以上とします。

(9) 集団回収活動等の推進

自治会や学校等で実施されている集団回収活動は、再生利用の推進のほか、環境教育の場としても重要な役割を担っていることから、市町村は実施団体に対して積極的な支援を行っていく必要があります。また、民間事業者や資源回収業者の協力による資源化物の回収も、分別と再資源化の推進のための取組として進められています。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村に対して、集団回収活動に対する支援の拡充や民間事業者等の協力などによって分別と再資源化が推進されるよう助言等の技術的援助を行います。

(10) 焼却灰等の再生利用促進

焼却施設から排出される焼却灰等の再生利用が実施されています。高温で焼却灰等を熔融し、生成した熔融スラグを土木資材等として活用する方法の他、セメント原料としての利用や、高温で焼成処理した後に人工砂として再生利用する技術などがあり、リサイクルの推進や最終処分量削減にもつながるため、積極的に推進していく必要があります。

なお、現在、県内民間事業者において焼成施設の建設が予定されており当該施設の活用も焼却灰等の再生利用の促進には有益と考えられます。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、溶融スラグ等の利用促進を図るとともに、市町村や事業者に助言・技術的援助を行います。 ○ 県は、焼却灰等の再生利用について、市町村に情報提供を行うとともに、再生利用促進のための手法や技術について調査・研究を行っていきます。

(1 1) 廃棄物系バイオマスの利活用等

県内の市町村や事業者において、地域特性に応じて使用済み食用油を回収し、軽油の代替燃料であるBDF（バイオディーゼルフューエル）として利用する取組や、生ごみの肥料化・メタンガス化、生ごみと有機性汚泥の液肥化といった取組が進められています。使用済み食用油の他、生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成とともに、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策にも有効であることから、その推進を図っていくことが必要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、廃棄物系バイオマスの利活用に関する情報を市町村に提供するとともに、市町村が廃棄物系バイオマスの利活用に係る取組を推進しようとする際、助言・技術的援助を行います。

(1 2) リサイクル処理対象物の拡充

現在、埋立処分されている物の中にも、技術的にリサイクル可能なものもあり、経済性も踏まえた上で、これらの再資源化を進める必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 電池類など、埋立処分されているものの技術的にリサイクル可能な物について、市町村にリサイクル事例の情報提供や助言等を行い、再資源化の取組促進を積極的に進めます。

3. 適正処理の推進

(1) 再生・処理システムの見直し

我が国は、世界のどこの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えるとともに、人口の継続的な減少が続く人口減少社会に入っており、単独世帯の増加によるごみの排出量・組成への影響も勘案しながら、一人暮らしの高齢者世帯の増加による所定のごみ収集場所へのごみ出しの困難化、在宅療養に伴う廃棄物の増加なども考慮して、処理システムを見直していくことが必要となっています。

また、再生・処理システムの見直しに当たっては、生活環境の保全や公衆衛生の観点に加え、循環型社会と脱炭素社会の実現も大切な観点であり、循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等の発生抑制とともに、適正な循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）の促進を求めています。一般廃棄物の処理責任を負う市町村にあっては、廃棄物処理システムを循環型社会の形成に資するものに変えていくとともに、県民の廃棄物処理に対する不安を解消していくため、安全で信頼性の高い処理技術を導入していく必要があります。

さらに新型コロナウイルス等による感染症が流行した場合においても、一般廃棄物の処理は、日々の国民の生活や経済活動を支える必要不可欠な社会インフラであり、安定的に事業を継続することが求められていることから、感染症等を想定した廃棄物処理事業計画を作成するなどし、感染症の予防と安全の確保に十分に留意した上で、廃棄物を適正処理していく必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村がごみ処理基本計画の策定等を通じて、長期的・総合的な視点に立って再生・処理システムを見直しできるように、技術的支援を行うとともに、高齢化や単独世帯の増加に対応した先行処理システムについて、事例等の情報収集、市町村への提供等を行います。 ○ できる限り廃棄物の排出抑制を行った上で、排出されたものはできるだけリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）し、資源として使用できないものはエネルギー回収する等、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、適正な循環的な利用及び処分に取り組んでいくものとします。 ○ 特に市町村においては、ごみ処理施設の整備に当たって新処理技術の導入により、より高度な資源化等のできる施設を導入して、最終処分量をできるだけ減らすとともに、環境保全対策に配慮した安全で信頼性の高い処理技術の導入促進を図ることとし、県はその施設整備に当たって情報提供、市町村間の調整その他の技術的援助を行います。

(2) 家電の引取義務外品の回収体制構築 新規

小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる義務外品）については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、環境省の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に示されている目標に倣い、全ての市町村（27市町村）において、小売業者の引取義務外品の回収体制が構築できるよう、啓発ならびに必要な助言等と技術的援助を行います。

(3) ダイオキシン類排出の削減

ダイオキシン類については、排出削減対策の推進により相当の成果が上がっています。さらなる排出削減には施設の集約等を促進していくことが必要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村によるごみ処理施設の整備に当たっては、ごみ処理の広域化による施設の集約やダイオキシン類の環境への排出を可能な限り抑制できる技術を導入するなど、ダイオキシン類のより一層の削減に取り組むよう助言します。

(4) 水銀廃棄物の適正処理の確保

平成25(2013)年10月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、水銀を含む廃棄物に関して廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則が改正され、平成29(2017)年10月から全面施行されています。

市町村は、水銀使用製品廃棄物を適正に分別・回収することにより、これらの廃棄物や廃棄物処理法等の改正により特別管理一般廃棄物に指定された「廃水銀」等が、適正に処理されるようにしていく必要があります。

また、大気汚染防止法等の改正により、市町村の焼却施設は、水銀排出施設として規制され、排出ガス中の水銀濃度について排出基準が適用されることから、焼却する廃棄物の中に水銀使用製品廃棄物が混入しないよう、分別回収を徹底することが必要です。

主 な 取 組

- 県は、水銀使用製品廃棄物等の適正な分別回収や処理について、市町村に対し助言等の技術的援助を行います。

(5) 焼却灰等の適正処理の確保

市町村は、区域内の一般廃棄物処理計画を定め、それに従って一般廃棄物の処理を行うこととされています。また、焼却灰等の一般廃棄物の処理を民間事業者へ委託する場合についても、市町村は最終処分が完了するまでの適正な処理を確保する必要があります。

主 な 取 組

- 県は、市町村による一般廃棄物の処理及び処理体制の整備について必要な助言・技術的援助を行います。
- 現在最終処分場を有しない市町村に対しては、引き続き市町村による処理体制の整備を助言していきます。

(6) 不法投棄等の不適正処理の防止 **拡 充**

不法投棄等の環境犯罪は、地域の環境保全に悪影響を及ぼすことから、防止策を講じるとともに、早期発見できるシステムを構築することが必要です。

なお、平成29(2017)年6月に成立・公布された改正廃棄物処理法において、有害使用済機器の保管又は処分を行う事業者へ都道府県知事等への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度が創設されており、法に基づく適正処理を推進する必要があります。

主 な 取 組

- 県は、市町村が取り組んでいる不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制について、必要な助言・技術的援助を行います。
- 有害使用済機器の保管又は処分を行う事業者については、市町村と連携し、実態の把握に努めるとともに、地域のパトロールや業者への立入検査、処理の適正指導等を実施します。

(7) 海ごみ対策の推進 **拡充** **重点**

瀬戸内海のごみの多くが、日常生活から出たごみや心ないポイ捨て等されたものが河川や水路を通じて海に流れ込んだものであることから、海ごみの状況、その原因、環境への懸念等に係る普及啓発を県全域を対象に実施し、不法投棄の防止やごみの発生抑制を促す必要があります。また、市町村と連携し、民間団体等が進める自主的な海ごみ回収活動を促進します。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者等、国、県、市町村、民間団体、地域住民、事業者、学術機関等が適切な役割分担のもと、連携・協力して海岸漂着物等の対策を推進します。また、県、市町村及び経済団体が海ごみ問題に関する共通認識を持ち、県内の海ごみの発生抑制及び回収処理の推進を図るために、「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」を行ったところであり、岡山県海ごみ対策連絡調整会議により、情報共有を行うとともに効果的な回収に向けての取組を検討していきます。 ○ 全県下を対象とした、海ごみフォーラム等の啓発イベントの開催や、広報媒体等を活用した普及啓発を通じて海ごみの現状を周知するとともに、日常生活から出るごみの3Rの促進やポイ捨ての防止など、自然環境保全のためのマナー・モラルの向上を図り、海ごみの発生抑制につなげていきます。 ○ 漁業者、漁業関係団体、沿岸市、県で構築した海底ごみの処理体制を継続するとともに、市町村が行う海ごみ回収・処理・発生対策事業に対して支援を行い、さらなる取組の拡大を目指します。 ○ 瀬戸内沿岸4県（岡山県、広島県、香川県及び愛媛県をいう。以下同じ。）及び公益財団法人日本財団で構成された「瀬戸内オーシャンズX」の調査研究、企業・地域連携、啓発・教育・行動、政策形成の活動を通じ、瀬戸内沿岸県、企業、研究機関等と連携し、瀬戸内海のごみの流入量を70%減、回収量を10%以上増やし、瀬戸内モデルとして世界に発信することを目指して、様々な角度から取り組んでいきます。

(8) 地域の環境美化運動の推進

岡山県をきれいで美しい地域として誇れるよう、ボランティア等による地域の環境美化活動を促進することが必要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全団体や民間ボランティア団体等が行う地域の清掃活動や、落書き消去活動等の環境美化運動の促進を図ります。 ○ 不法投棄を誘発しないように、公共の場所等をはじめ地域の美化に努めることとし、クリーンアップ作戦、環境美化活動（アダプト事業）など、ボランティア等による清掃活動を推進します。 ○ スマートフォン・アプリを活用したごみ拾い活動の「見える化」により、地域美化活動へのより多くの方々の参加を促すことを検討します。

(9) 適正処理困難物対策 新規

適正処理困難物については、各市町村において処理ルートを確認しておく必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村で策定する一般廃棄物（ごみ）処理計画において、適正処理困難物の対処方針が整理されるよう、啓発を推進します。 ○ 適正処理困難物の処理ルートが、各市町村において確立されるよう、県では、市町村に対し助言等の技術的援助を行うとともに、必要に応じ、引取り・処理・処分事業者等へ、関係団体等を通じて協力を呼びかけます。

4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

(1) ごみ処理施設の整備促進

一般廃棄物の適正な処理を確保するためには、資源回収や地球温暖化防止の観点を踏まえ、地域循環共生圏を形成する基盤となるような廃棄物処理施設の計画的な整備を促進していく必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場等の基盤的施設の整備については、国の基本方針に示される目標を踏まえ、より高度なエネルギー回収や資源化が可能な施設が整備され、最適な事業形態の選択が行われるよう、県は助言等の技術的援助を行います。 ○ 市町村が廃棄物処理施設を整備するに当たり、国からの財政支援制度である循環型社会形成推進交付金をはじめとした各種交付金制度が有効に活用されるよう、市町村に周知を行います。また、交付金を活用する市町村に循環型社会形成推進地域計画の策定及び実施について必要な助言等の技術的援助を行います。

(2) し尿処理施設の整備促進

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るためには、污水处理施設を効率的かつ効果的に整備する必要があります。県は下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の污水处理施設整備を適切な役割分担のもと、計画的に整備するための長期的な指針として「クリーンライフ100構想」を策定しています。

し尿処理施設については、し尿等の衛生的な処理を確保するため、必要な処理体制の維持等を図っていく必要があります。また、し尿処理施設の整備に当たっては、処理過程で排出される汚泥等の有効利用を考慮した施設を推進していく必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村においてクリーンライフ100構想を踏まえた各污水处理施設の整備事業（下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業）が促進されるよう助言を行います。 ○ し尿処理施設の整備については、し尿、浄化槽汚泥のほかに生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源回収を行う汚泥再生処理センター等の整備が推進されるよう、県は助言・技術的援助を行います。

(3) 地球温暖化防止に配慮した施設整備等 **拡充**

近年の廃棄物の処理には、適正処理の確保とともに、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止への配慮が求められており、新たな施設の整備や改良に当たっては、エネルギー回収を推進していく必要があります。

また、生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成とともに、温室効果ガスの排出削減にも資することから、その推進を図っていくことが必要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における新たな施設整備や施設の改良に当たっては、エネルギー回収の高効率化を推進するため、ごみの焼却について、発電施設の設置された施設での処理の拡大を図っていくことが、国の基本方針の中で取組の一つとして示されています。本県でも、国の基本方針に従い、広域的な施設整備等によって、ごみ発電を積極的に取り入れた施設・設備の導入が行われるよう、市町村に対して、助言・技術的支援を行います。 ○ 市町村におけるし尿・浄化槽汚泥の処理施設の整備に当たっては、メタン・リン回収、たい肥化等の施設による資源回収が行われるよう、県は市町村の実情を踏まえた上で適切な助言・技術的援助を行います。 ○ 県は、市町村による生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスの利活用への取組を推進する観点から、必要な助言・技術的支援を行います。 ○ 合併処理浄化槽の整備に当たっては、省エネ型浄化槽の設置を支援するとともに、省エネ化に関する販売事業者・消費者等への情報提供及び普及啓発を行います。

(4) 廃棄物処理施設の長寿命化・延命化

廃棄物処理施設は他の都市施設と比較すると建設に高額な費用を要する上、施設全体として耐用年数が短い特徴があります。一方で、地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、国では、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」において、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保安全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進しています。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村に対して廃棄物処理施設の長寿命化計画の策定について助言・技術的指導を行います。 ○ 市町村における基幹的設備改良事業の実施に当たっては、循環型社会形成推進交付金をはじめとした各種交付金制度が有効に活用され、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新が推進されるよう助言・技術的支援を行います。

5. 廃棄物情報の共有化と相互理解

(1) 環境教育・環境学習の推進

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校・公民館、自治会・子ども会など幅広い年齢層を対象に環境学習出前講座を開催するとともに、環境セミナー等の各種普及啓発イベントを実施しながら、環境学習を通じて、自ら進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりを進めます。 ○ 環境学習器材を装備した移動環境学習車を活用し、県内各地で子どもや地域住民等に対する環境学習を行います。 ○ 環境問題に対する正しい理解と環境意識の高揚を図るため、小中学生、地域団体等を対象に、環境関係施設を見学・体験する「環境学習エコツアー」を実施します。 ○ 子どもたちが、身近な環境問題について正しい認識を持ち、自然観察やリサイクル活動などに取り組めるよう、こどもエコクラブや水辺の生きもの学習など、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援します。 ○ 環境教育を重点的に行う高等学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学の研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気付き、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図るとともに、環境教育に関する教材を開発しています。 ○ 地域のNPO等環境団体との意見交換や効果的な環境学習の企画提案の場として平成20(2008)年に設置した「岡山県環境学習協働推進広場」を基盤に、広場の登録講師を派遣して行う環境学習・出前講座など、関係団体と行政との協働による環境学習を推進します。 ○ 地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、NPO等環境団体、事業者、大学などとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。 ○ 地球温暖化を防ぐため、地球にやさしい生活に取り組む人たちを、「アースキーパー（地球を守る人）」として会員登録することによって、省エネ重視のエコなライフスタイルへの転換を図ります。また、「アースキーパーのつどい」の開催、ホームページにおける普及啓発ツールの運用を行います。

(2) 情報提供の推進

県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有等の面から、各主体における情報の共有は重要な課題となっています。多くの情報を分かりやすい表現で県民や事業者に伝えていくことが重要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県循環資源総合情報支援センターでは、インターネット等を活用して情報交換の円滑化を図ります。 ア 企業間における循環資源に関する情報交換 イ 事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報提供 ウ 循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供 ○ 県では、公式フェイスブック「ごみゼロ・プロジェクト」を公開し、SNSを活用して広く県民に向けた3Rに関する情報の発信を行っており、今後もさらなる情報の拡充を図ります。(https://www.facebook.com/okayama.pref.gomizero)

(3) 循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針等の活用

市町村が分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明することが求められます。

一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化、分別収集区分・適正な循環的利用・適正処分の考え方などについては、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」等が示されており、地域の実情に応じた循環型社会の形成に向けた最適な処理システムの構築を図っていく必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村に対し、一般廃棄物処理システムの指針等の活用を促し、地域の実情に応じた最適な廃棄物処理システムの構築を図っていくよう助言・技術的援助に努めます。

6. 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え

(1) 災害廃棄物処理計画の策定及び対応体制の整備 拡 充 重 点

台風や地震などの災害に際しては、日常生活から発生する生活ごみとともに、災害によって発生した災害廃棄物の処理を行う必要があります。発災後、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を進め、地域住民の生活環境を速やかに回復するために、災害廃棄物処理計画を策定しておくことが重要です。

また、廃棄物処理施設等が、地震や水害等により稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理体制システムの強靱性を確保することも必要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、災害発生に備えて平時に実施する事務、災害発生後の応急対応段階で実施する事務、復旧・復興段階で実施する事務の内容等をまとめた「岡山県災害廃棄物処理計画」に基づき、それぞれの場面に応じた具体的な対応準備を行います。 ○ 県は、令和6(2024)年度の努力目標として、全ての市町村(27市町村)が災害廃棄物処理計画を策定できるよう、必要な助言等の技術的援助を行います。また、県と市町村の計画の整合が図れるよう、処理計画作成後においても、継続的に点検・更新を行います。 ○ 災害の発生に備え、平時から災害廃棄物に対応するための仮置場の選定や必要となる資材の備蓄、職員に対する教育訓練など、市町村における対応体制整備のための技術的支援を行います。 ○ 平時から災害廃棄物の適正処理や退蔵品の適正な廃棄・リサイクルについて市町村と連携して県民への啓発を行います。 ○ 市町村が行う一般廃棄物処理施設整備に対し、助言等を行い、施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策等を促します。

(2) 県内における災害廃棄物処理連携体制の整備 重点

大規模災害等においては、災害時及び災害復旧時の迅速かつ計画的な対応が必要であり、単独市町村での処理が困難な場合があることから、関係機関等との連携体制を確保しておくことが重要であり、また、一般廃棄物処理施設だけでなく、産業廃棄物処理施設の設置事業者からの協力が不可欠です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の広域的な連携体制が円滑に機能するよう、県は、平時から県内市町村、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会、岡山県環境整備事業協同組合、一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会等との協力体制の確認や対応内容の精査を図ります。 ○ 平時から一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況等の現状を把握し、整理します。 ○ 県内市町村及び関係団体の参加により、広域的な災害廃棄物処理が必要となる場合の連携体制の訓練を実施し、抽出された課題をもとに、災害廃棄物処理計画等に反映していきます。 ○ 県においても災害廃棄物の仮置場候補地として利用可能な県有地を選定し、利用条件等を整理して、連携した処理に備えます。 ○ 災害発生時には、災害廃棄物の処理について、「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づき、県内市町村間における協力・支援の調整を行います。 ○ また、市町村の被害状況、災害廃棄物の発生量等を勘案して、市町村による処理が困難と認めた場合は、災害廃棄物の処理に関する事務を受託し、県が処理を代行します。

(3) 県外を含めた災害廃棄物処理連携体制の整備 **重点**

南海トラフ巨大地震などに代表される巨大災害の発生によって、県内での災害廃棄物処理が困難となる場合には、中国ブロックといった地域単位や、より広い地域単位での連携体制の確立が必要となってきます。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県域を越えた広域体制については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び兵庫県との「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、広域的な協力・支援の調整を行います。 ○ 中国地方では、中国四国地方環境事務所により「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」が設置され、岡山県も構成員として参画しています。協議会を通して検討された事項や、作成された計画等について、各市町村に対して情報提供を行うとともに、ブロック内の他県とも連携し、ブロック間における処理体制の整備を図ります。 ○ 県や地域ブロック間のみならず、災害時応援協定などを基に、災害廃棄物処理について必要な連携を図ります。 ○ 他自治体等からの支援に備え、受援体制を整備します。

第4節 ごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化計画

1. 「岡山県ごみ処理広域化計画」策定の経過と趣旨

ごみ処理の広域化等については、平成9(1997)年5月、「ごみ処理の広域化計画について」が国から通知され、本県では平成10(1998)年3月にダイオキシン類削減対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの促進等を目的とする「岡山県ごみ処理広域化計画」を策定しました。また、その後の市町村合併の進展によって広域ブロックと市町村区域の間に不整合が生じていることや、処理技術の向上などから、構成市町村のブロック割の見直し等を行った「新岡山県ごみ処理広域化計画」を平成19(2007)年3月に策定し、この中で示した市町村のブロック割の考え方と取組は、第4次計画においても受け継いでいくこととし、ごみ焼却施設の集約化等、一定の成果を上げています。

近年は、老朽化したごみ焼却施設が増加する一方で、人口の減少や廃棄物の排出抑制の取組などにより、市町村が中間処理・最終処分する一般廃棄物の量は長期的に減少していくことが見込まれることから、より一層の安定的かつ効率的な処理の確保が必要となります。また、ダイオキシン類の排出削減は進展していますが、サーマルリサイクルによる効率的なエネルギー回収や、回収したエネルギーの利活用に伴う温室効果ガスの削減といった観点からも、施設の大規模化が必要となります。

こうした背景から、平成31(2019)年3月、国から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(通知)が発出され、改めて、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することが求められています。

本県においても、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の促進(以下、「広域化・集約化」という。)について、現状の処理体制を踏まえ、以下のとおり改めて検討を行うものとします。

2. 基本方針

国から発出された通知などの考え方を踏まえながら、広域化・集約化についての見直しを推進します。広域化・集約化は、以下のような方針に基づいて進めるものとします。

(1) 排出抑制を基本とした広域化・集約化の推進

広域化・集約化を進めていく場合にあっては、徹底したごみの排出抑制を行い、焼却処理・埋立処分するごみを可能な限り削減することを基本とします。

(2) 持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されていることから、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要があります。このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用な施設間の連携等により、廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業を目指します。

(3) 気候変動対策の推進

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化や、発電効率・熱利用率の向上に努めることで、温室効果ガスの削減に配慮し、地球温暖化対策に資するごみ処理施設の整備を推進します。

(4) 総合的なリサイクルの推進

広域処理施設の導入に当たっては、資源ごみの回収を行うリサイクルセンターや、発電や熱回収等のエネルギー回収機能を備えた焼却施設、地域特性によっては廃棄物系バイオマスの利活用を図る処理施設など、リサイクルに関する総合的な観点を備えた施設整備を推進します。

(5) 最終処分場の確保

リサイクルや焼却灰等の熔融・焼成、セメント原料化等により、埋立対象物の減量化を図るとともに、必要な最終処分場の整備を進め、残余容量の確保に努めます。

(6) 災害対策の強化

地震や水害等の災害時に、施設が稼働不能とならないよう、広域処理施設の整備に当たっては、耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性の確保に努めるほか、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も想定します。

(7) 公共事業費の縮減

交付金制度の下、ブロックごとに効率的な広域的施設整備を進め、全体的な事業費の縮減に努めます。

3. ブロックごとの廃棄物処理体制

第4次計画において示されている現状のごみ処理広域化のブロック割は、以下のようになっています。

表 3-4-1 第4次計画におけるブロック割

ブロック名	自治体数	構成自治体名
岡山ブロック	3	岡山市、玉野市、久米南町
倉敷ブロック	3	倉敷市、総社市、早島町
西部ブロック	5	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
高梁ブロック	5	高梁市、新見市、真庭市、吉備中央町、新庄村
津山ブロック	7	津山市、美作市、鏡野町、美咲町、勝央町、奈義町、西粟倉村
備前ブロック	4	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町

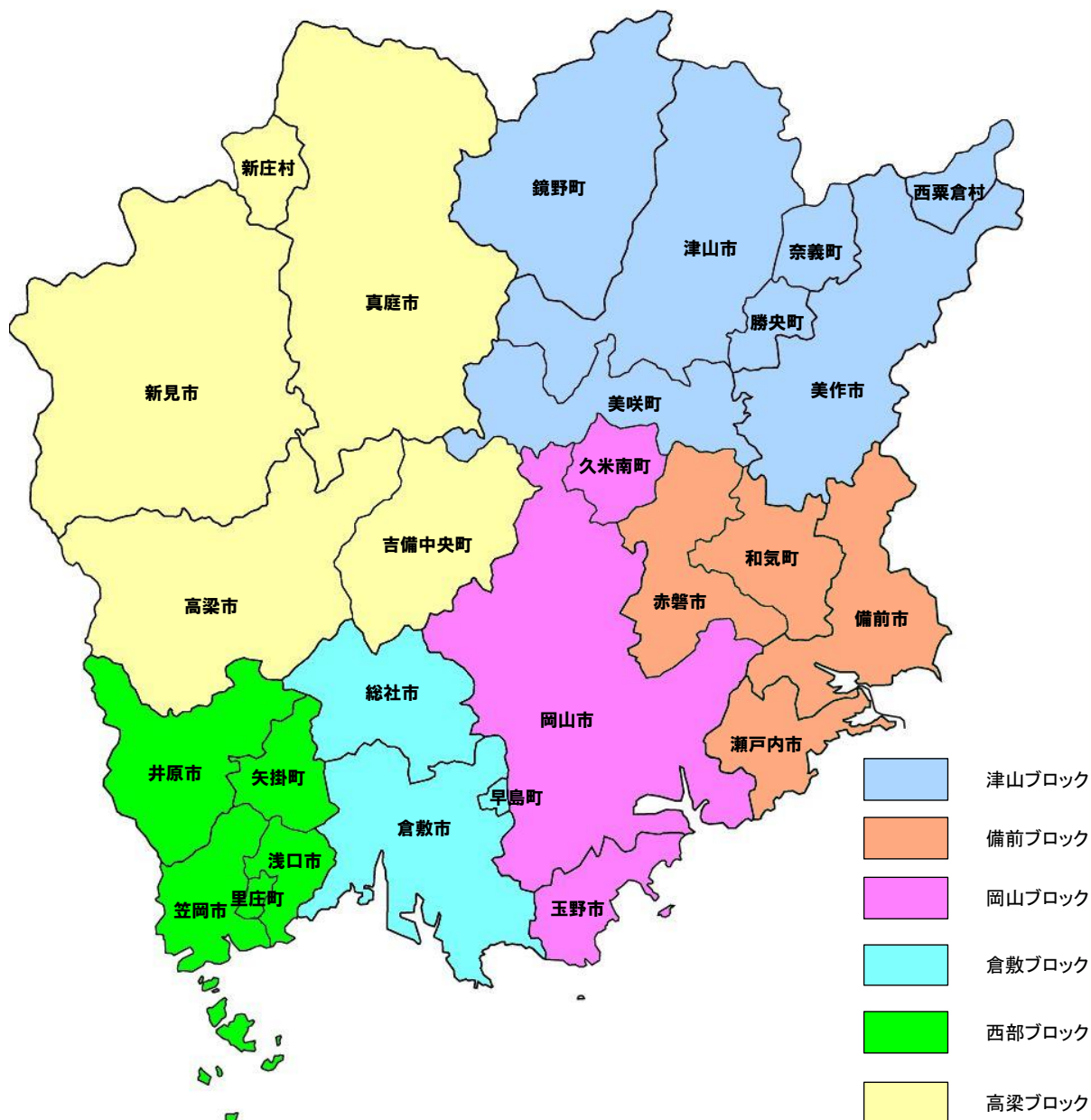


図 3-4-1 第4次計画におけるブロック割

このブロック割に対する、令和3(2021)年3月31日時点での岡山県内のごみ処理体制（焼却施設）と、今後のごみ処理施設の整備予定は、以下のようになっています。

表 3-4-2 岡山県内のごみ処理体制（焼却施設）

ブロック名	自治体名	ごみ処理体制 (令和3(2021)年3月31日時点)	今後のごみ処理 施設の整備予定
岡山 ブロック	岡山市	以下2つの体制で処理 ①単独処理 ②久米南町と共同処理	3市町で共同処理 を行う新施設を 整備予定
	玉野市		
	久米南町	岡山市と共同処理	
倉敷 ブロック	倉敷市	以下3つの体制で処理 ①単独処理 ②総社市と共同処理 ③浅口市(西部ブロック)と共同処理	単独処理を行う 新施設を整備予定
	総社市		
	早島町	倉敷市(水島清掃工場)へ処理委託	なし
西部 ブロック	笠岡市	笠岡市、里庄町、浅口市の3市町で共同処理	5市町で共同処理 を行う新施設を 整備予定
	里庄町		
	浅口市	以下2つの体制で処理 ①倉敷市(倉敷ブロック)と共同処理 ②笠岡市、里庄町、浅口市の3市町で共同処理	
	井原市 矢掛町	2市町で共同処理	
高梁 ブロック	高梁市	2市町で共同処理	なし
	吉備中央町		
	新見市	単独処理	
	真庭市	単独処理	
	新庄村	真庭市(真庭北部クリーンセンター)へ処理委託	
津山 ブロック	津山市	5市町で共同処理	なし
	鏡野町		
	美咲町		
	勝央町		
	奈義町		
	美作市	単独処理	
	西粟倉村	美作市(美作クリーンセンター)へ処理委託	
備前 ブロック	備前市	単独処理	なし
	瀬戸内市	単独処理	なし
	赤磐市	単独処理	なし
	和気町	単独処理	なし

表 3-4-3 令和3年度以降のごみ処理施設整備予定（焼却施設以外）

ブロック名	自治体名	施設	備考
倉敷 ブロック	倉敷市	リサイクルセンター	単独処理を行う新施設を整備予定
		ストックヤード	
		ストックヤード	
	総社市	粗大ごみ処理施設	倉敷市と共同処理している現施設の改良工事予定
西部 ブロック	岡山県西部衛生施設組合 (笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町)	最終処分場	5市町で共同処理を行う新施設を整備予定
高梁 ブロック	真庭市	生ごみ等資源化施設	単独処理を行う新施設を整備予定
備前 ブロック	備前市	リサイクルセンター	単独処理を行う新施設を整備予定
		最終処分場	

焼却施設については、岡山ブロック、倉敷ブロック、西部ブロックでは、今後の施設整備によりブロック割どおりの広域化・集約化が図られる予定となっております。高梁ブロック、津山ブロック、備前ブロックについては、一部の市町村における広域化・集約化に留まっているか、単独処理という状況となっております。

4. 各ブロックにおける人口及びごみ排出量等

各ブロックにおける人口、ごみ排出量、焼却処理量、1日当たり焼却処理量等を整理すると、以下のとおりです。

表 3-4-4 各ブロックにおける人口及びごみ排出量等

ブロック名	令和元(2019)年度実績				令和7(2025)年度目標			
	人口 (人)	ごみ 総排出量 (t)	焼却 処理量 (t)	1日当たり 焼却処理量 (t/日)	人口 (人)	ごみ 総排出量 (t)	焼却 処理量 (t)	1日当たり 焼却処理量 (t/日)
岡山 ブロック	772,258	301,790	233,189	637	751,541	273,227	207,814	569
倉敷 ブロック	564,137	217,946	191,818	524	549,003	197,318	170,945	468
西部 ブロック	146,860	47,300	37,862	103	142,920	48,823	33,742	92
高梁 ブロック	115,872	38,621	31,851	87	112,763	34,966	28,385	78
津山 ブロック	173,447	54,398	46,366	127	168,794	49,249	41,321	113
備前 ブロック	128,247	37,242	30,246	83	124,806	33,717	26,955	74

備考：令和7(2025)年度の目標値は、県全体の目標値を各ブロックの実績で案分した。

5. 今後のブロック割の設定

以上の結果を踏まえ、今後の広域化・集約化に関するブロック割については、現状の枠組みを維持するものとします。

なお、県は、市町村からの意見や要望を踏まえ、枠組みにしたがった広域化・集約化を推進していくために必要な助言や技術的援助を行っていきます。

(1) 岡山ブロック

今後の施設整備において焼却施設については、現行のブロック割に基づく広域化・集約化が図られることから、この枠組みを維持し、今後ごみ処理を進めるものとします。

今後、稼働している処理施設の老朽化に伴い施設の更新等の検討を行う際には、ブロック内他市町村と連携し、同時期に共同処理できる施設の整備を目指すこととします。

(2) 倉敷ブロック

今後の施設整備において焼却施設については、現行のブロック割に基づく広域化・集約化が図られることから、この枠組みを維持し、今後ごみ処理を進めるものとします。

今後、稼働している処理施設の老朽化に伴い施設の更新等の検討を行う際には、ブロック内他市町村と連携し、同時期に共同処理できる施設の整備を目指すこととします。

(3) 西部ブロック

今後の施設整備において現行のブロック割に基づく広域化・集約化が図られることから、この枠組みを維持し、今後ごみ処理を進めるものとします。

(4) 高梁ブロック

現状としては、高梁市と吉備中央町は広域的な処理を実施し、新見市は単独処理、真庭市は市単独の施設での処理ですが、新庄村が処理委託を行っていることから共同で処理を行っている状況です。

当面は現状の処理体制を継続しつつも、ブロック内の枠組みは維持することとし、今後、稼働している処理施設の老朽化に伴い施設の更新等の検討を行う際には、ブロック内他市町村と連携し、同時期に共同処理できる施設の整備を目指すこととします。

(5) 津山ブロック

現状としては、津山市、鏡野町、美咲町、勝央町、奈義町は広域的な処理を実施、美作市は市単独の施設での処理ですが、西粟倉村が処理委託を行っていることから共同で処理を行っている状況です。

当面は現状の処理体制を継続しつつも、ブロック内の枠組みは維持することとし、今後、稼働している処理施設の老朽化に伴い施設の更新等の検討を行う際には、ブロック内他市町村と連携し、同時期に共同処理できる施設の整備を目指すこととします。

(6) 備前ブロック

現状としては、ブロック内の4市町全てが、それぞれ各市町の施設で単独処理を行っている状況です。

当面は現状の処理体制を継続しつつも、ブロック内の枠組みは維持することとし、今後、稼働している処理施設の老朽化に伴い施設の更新等の検討を行う際には、ブロック内他市町村と連携し、同時期に共同処理できる施設の整備を目指すこととします。